

289-Ts41ウ



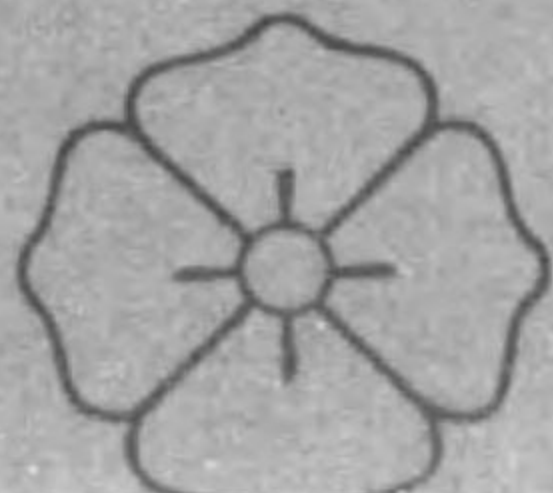
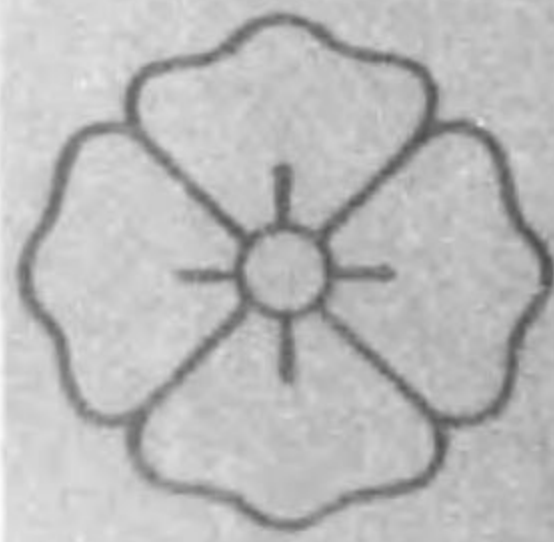
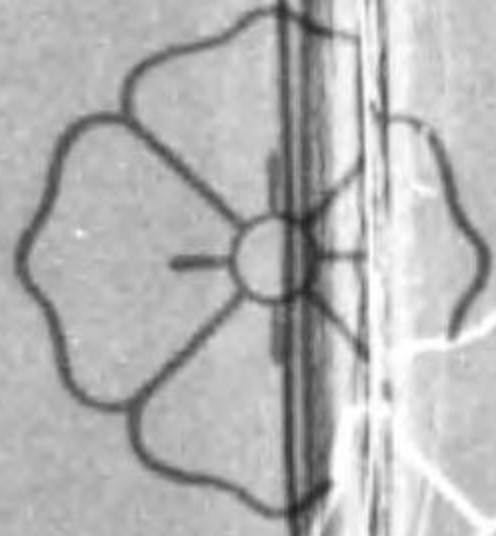
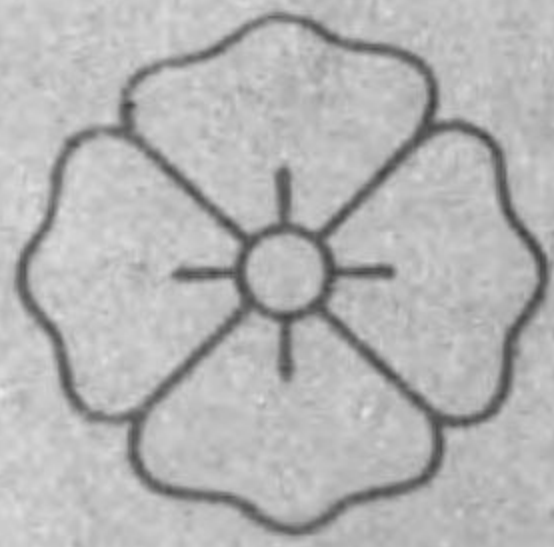
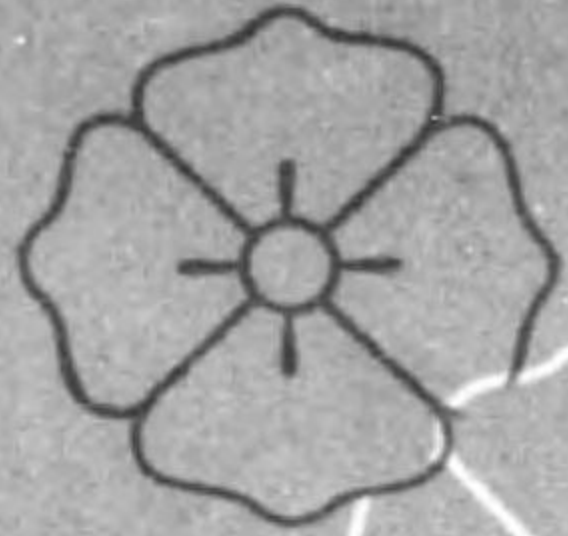
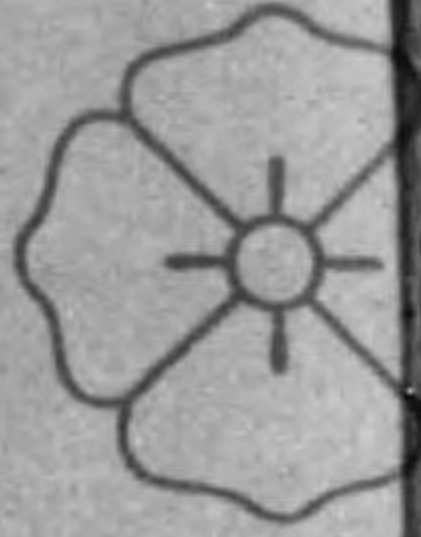
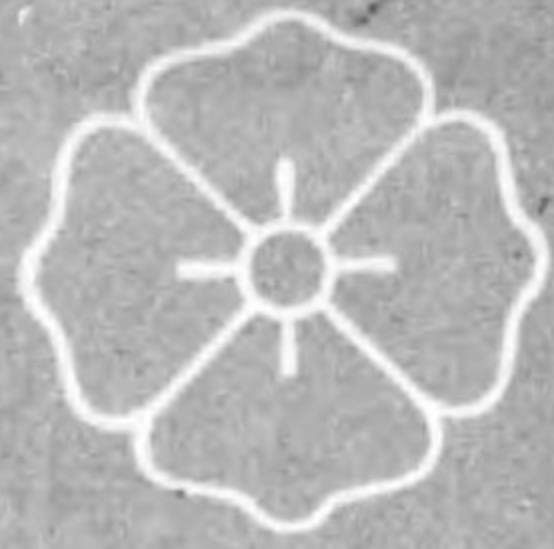
1200500732572



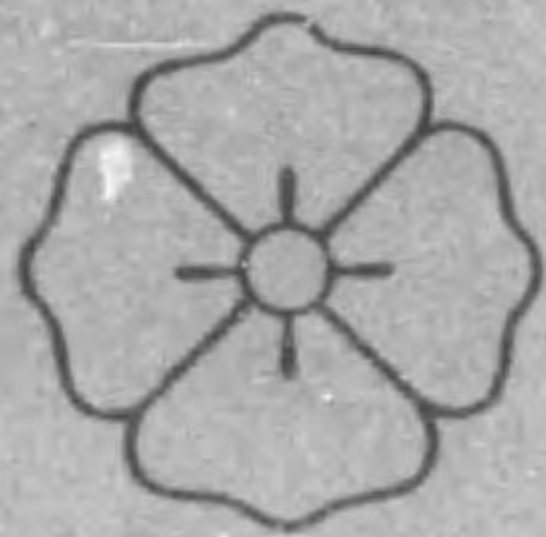
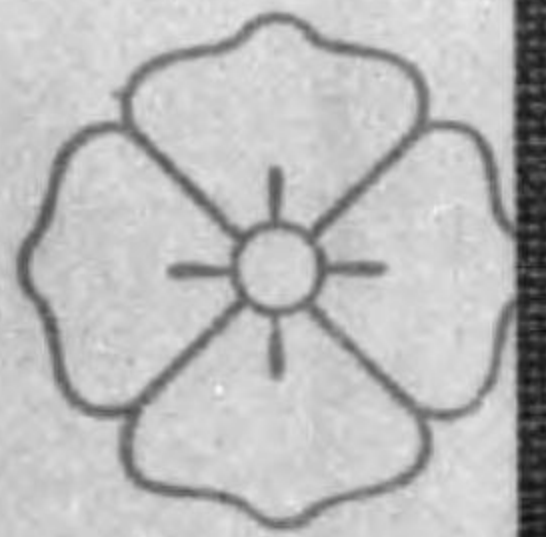
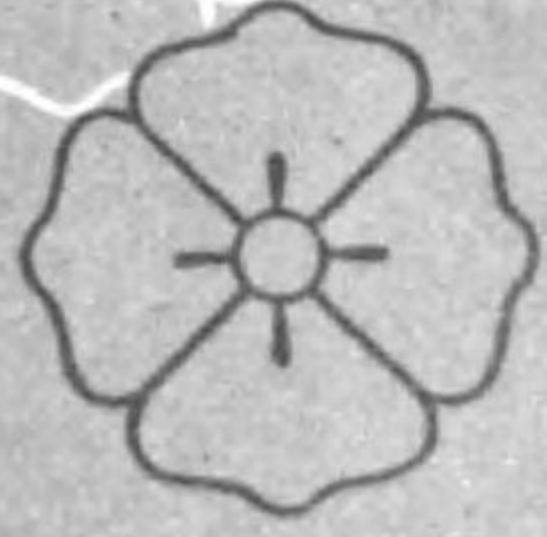
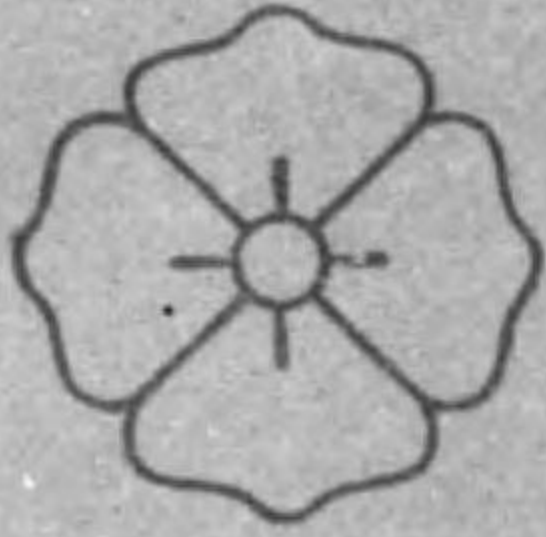
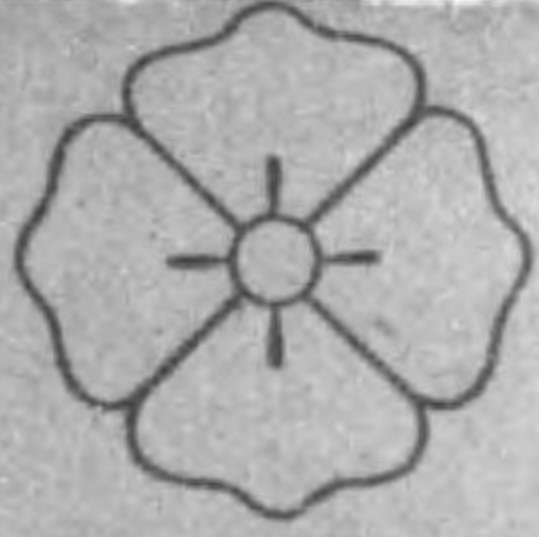
始



S-57



88-57



1-82-17

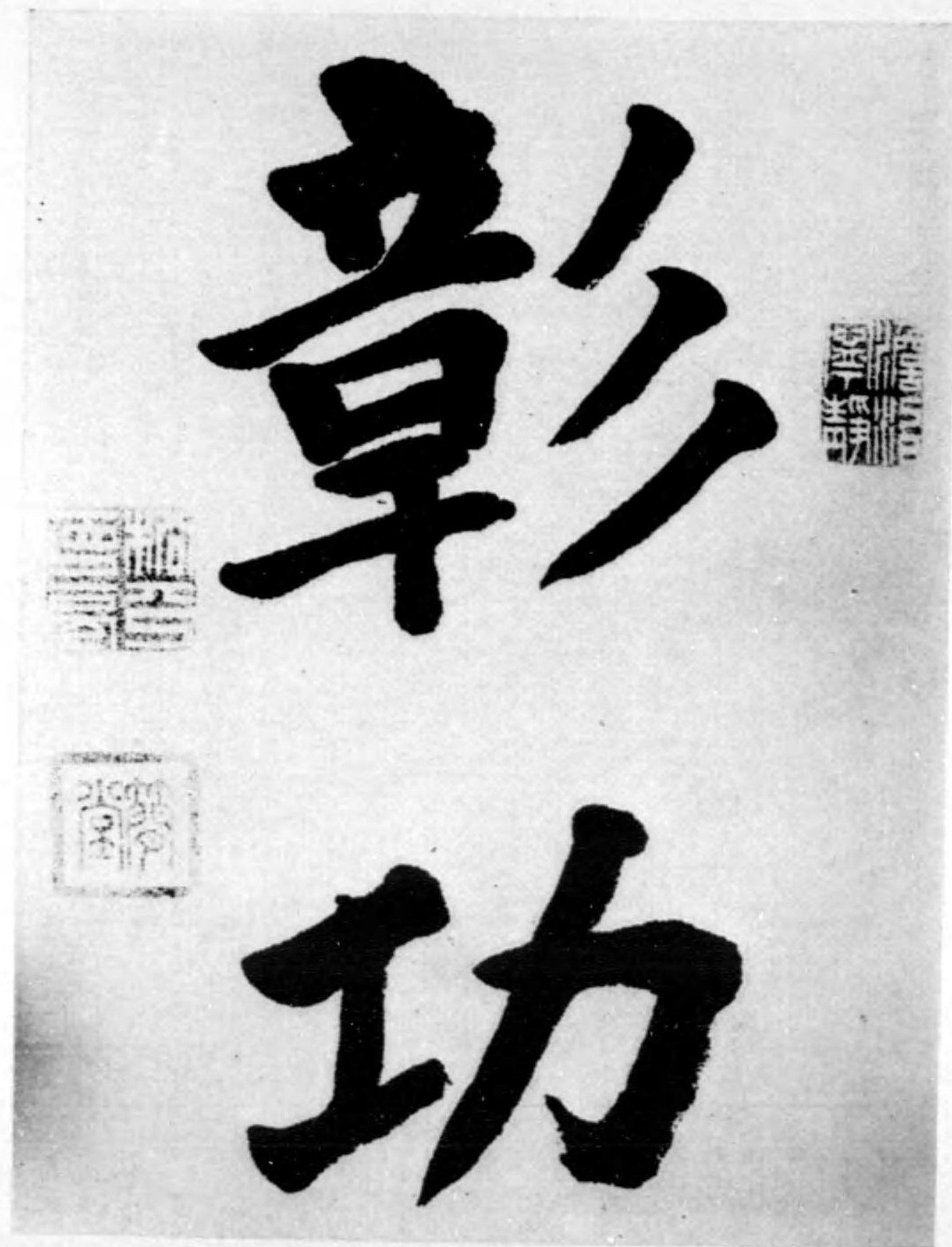


289  
Ts41  
⑦

壽過新次翁



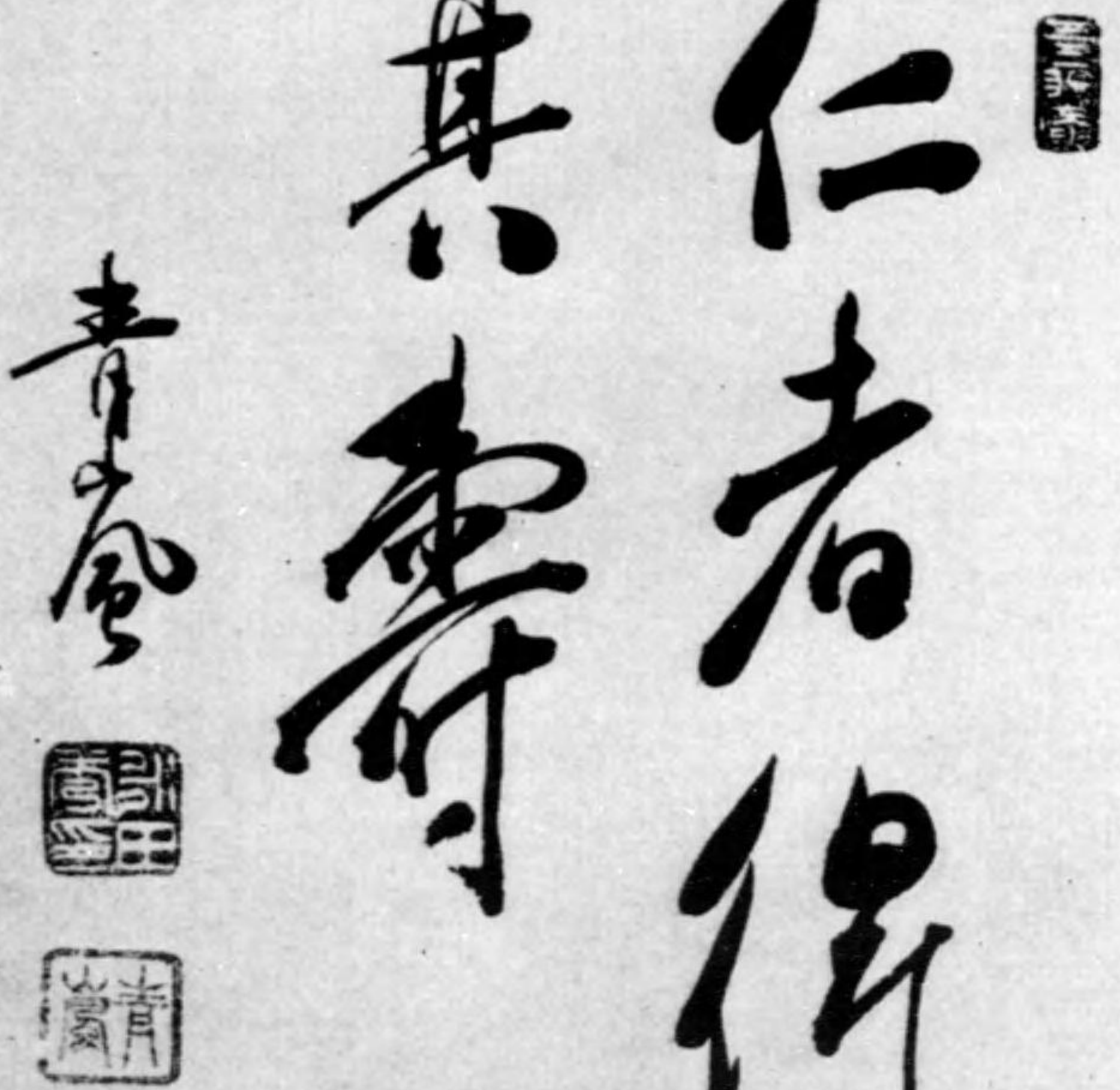
發行所寄贈本



字題下閣亮直平松 爵伯

仁者得  
其壽

青嵐



帝國教會長 永田秀次郎閣下題字

此年三又の授爵に  
 因由は御せり候事を  
 申上り  
 富田春源秋  
 申上りの御  
 ありし事  
 をし候事  
 申上り  
 候事

毫揮御下閣秋千邊渡 爵の子  
 (歌祝ノ爵授爵男辻)

真心子業非用勇猛工  
夫則不可消

己酉戌日

竹松庵主

男爵 辻新次閣下ノ御筆蹟



下閣次新辻 爵男





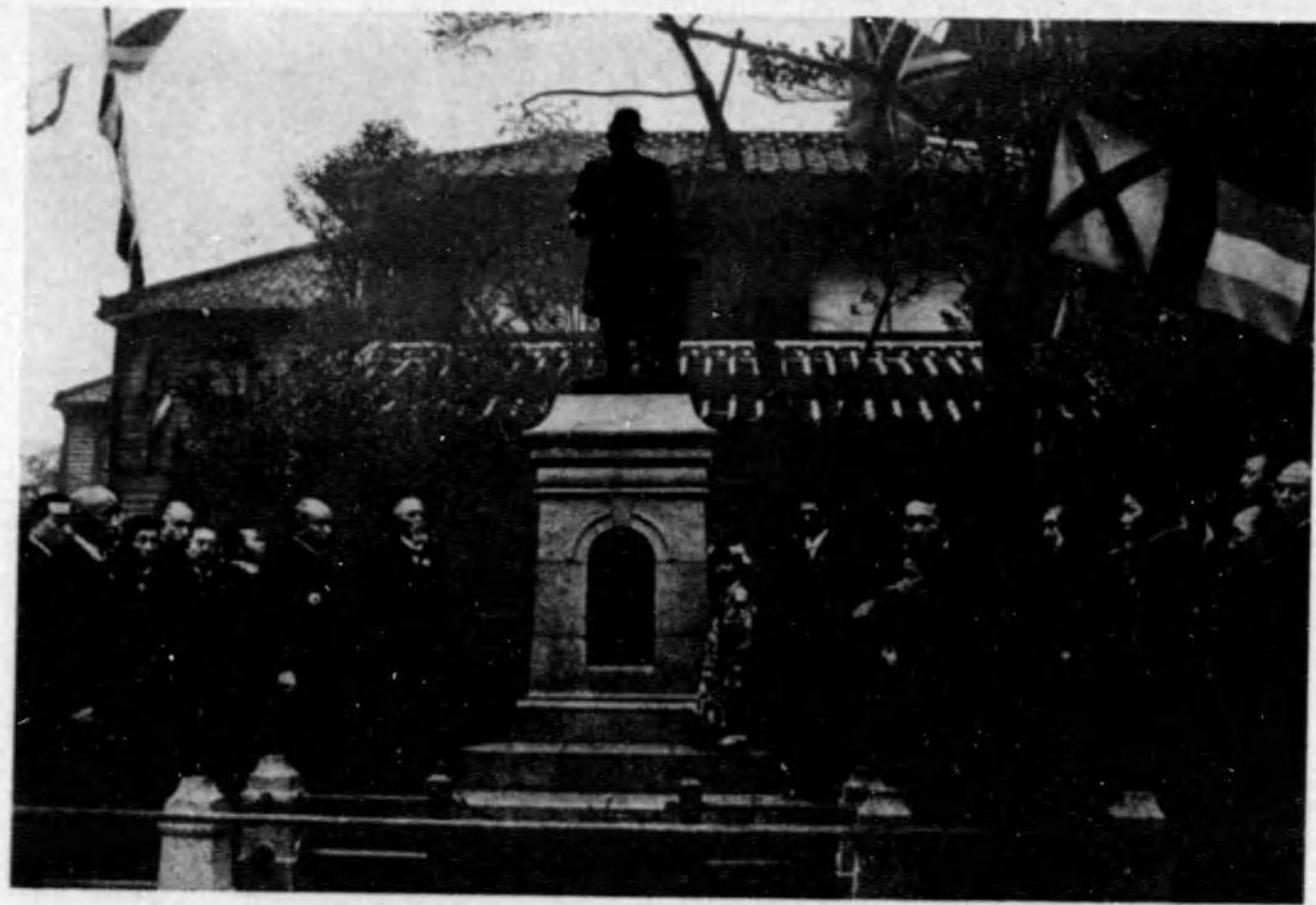
男爵 辻新次閣下夫人



家生御下閣次新辻 爵男



族家御下閣次新辻 爵男



式幕除像銅ノ下閣次新辻 爵男

## 「辻男爵傳」序文

崇高なる創立の趣旨に基き、辻新次男爵は仁壽生命保險株式會社を、晩年に於て創設されたのであつたが、私は其の事業を繼承して以來、社祖としての男爵に就ては、機會ある毎に、會社關係の各位、諸子に向ひ、之れを傳へ堅く創立の本旨を遵守する事に致して來たのである。

元來、男爵は實業家でなく、大教育家である、即ち明治聖代に於て、新日本の教育學制の基礎を確立せられた教育界の大恩人である。されば「文部省の辻」「帝國教育會の辻」を語らずして「仁壽の辻」のみにつき語る事は、幹を示さずして枝を語るのと一般、却つて男爵の全人格を縮少する事なきや、私は之れを常に懼れて居たのである。

又男爵は斯く邦家教育史上の大人物として國家社會の高所より、最も後世に傳ふべき又傳へざるべからざる偉人である、然るに今日迄、其の傳記の發表を見ざるは教育史上惜しむべき一事である。

更に又、男爵が「人間辻」として如何に信州の松本より、笈を負ひて出て、空拳を揮ひ、自力奮闘、克く教育界に着々其の功勞を積み遂に畏くも之れを嘉せらるる處となり華族に列せられたが、此等長き一生の間の閱歴は、實に百世に傳ふべきものである。

斯く日頃考えて居た私は、後進故舊の一人として社祖男爵の全生涯に亘る傳記編纂を思ひ立ち其の機會を待つたのである。

然るに偶々仁壽生命保險株式會社が、創立四十周年を迎へたので、其の記念事業の一つとして、年來の宿望を達し、社祖を追憶し、男爵を偲ぶ縁としやうと決意したのである。

一日此の企につき畏友久留島武彦氏に諮つた、氏は膝を打つて此れに賛成し早速執筆者を物色し、安倍季雄氏を推された、氏亦此れが委囑を快諾せられた、以來年餘、同氏は極めて多忙の中を博く遍く、自から其の資料を蒐集し、執筆に際し其の寫實に當りては努めて文飾を避けつつ事實の描寫を旨とし、氏一流の輕妙にして明快平易なる筆を執られたのである。

茲に久留島、安倍兩氏の勞に對し深く謝する次第である。

今や男爵薨去されて滿二十一年、此れを發刊し、謹んで靈に捧ぐ。

昭和十一年九月二十八日

仁壽生命保險株式會社

社長 下 郷 傳 平

## 緒言

私の爲には先輩でもあり、恩師でもある久留島武彦氏を通じて、仁壽生命保険株式會社々長下郷傳平氏から、辻男爵の傳記の執筆を委嘱されたのは、昭和九年の九月であつた。私の任ではないといつて、再應辭退したがどうしても許されないので、止むを得ずお引受けをしたものゝ、軍人や政治家と違つて、平凡なる巨人といはれた辻男爵の生涯には、これぞといつて、大した波瀾曲折がないので、執筆上非常に困つた。

文部省方面、教育會方面の材料は相當に入手する事ができたが、なるべく興味を以て讀まれるやうにといふ下郷社長の注文に應ずべき資料は何も

なかつた。幸ひにして畏友宿利重一氏から、先生が最初の校長であつた南校並に開成學校に關する貴重なる史料を提供されたので、大いに助かつた。材料を集める爲めに、随分いろんな人を訪問したが、あまり得る處がなかつた。あつてもそれは大抵記録に存するものゝみであつた。久保田男爵にも御目にかゝる積りで、辻太郎男爵から紹介状を戴いたが、久保田男爵の追憶談は、先生の薨去當時、いろんな雑誌や新聞などにも出て居たので遠慮した。

松本市長小里頼永氏をお訪ねして、先生の舊邸や、少年時代の逸話、仁壽生命の社長になられた前後の消息などを聴取する事が出来たのは嬉しかつた。神戸に南校時代の生徒であつたといふ河原勝治氏を訪ねていろいろ

お世話になつた。併せて謝意を表する。

嚴格の意味で、本書は辻男爵の正傳とはいへないかも知れない。併し大體に於いて間違つた事は書かない積りである。多少でも興味を以て讀まれるやうにするには、かうした記述の方法を取るより仕方がなかつたのである。

本書執筆に際し、辻太郎男爵には一回、男爵夫人には二回お目にかゝつて、種々有益なるお話を承つた上、稿成るに従つて全部の校閲を願つた。

辻同次郎氏からはいろんな貴重な記録や寫眞や圖書などを拜借した。「子として見たる父の思出」は非常な参考になつた。謹んでお禮を申上げる。

東奔西走、多忙にかまけてともすれば筆が鈍り勝ちになる余を鞭撻して、

曲りなりにも本書を完成せしめてくれたのは恩師久留島武彦氏である。稿を起す最初から、いろんな意味で、最もよき指導者となつて呉れたのは宿利重一氏である。重ねて満腔の謝意を表する。

執筆に長時日を要した爲めに、文體などもめちやくだ。讀者の叱正を得て、再版の時にでも訂正したいと思ふ。

昭和十年六月三十日、第一回の海外放送を終へて歸宅、窓外の青葉に眼をさらしながら、小石川の寓居に於て

著者

男爵 辻 新次翁傳正誤表

頁	行	正	誤
一五二	一三	本會設立の趣旨	本設立の會趣旨
一六一	五	調査研究中	調査所究中
二四七	八	鞠音	鞠音
二八〇	二	風竟	屈竟
二九一	一一	撒饌	撒饌



# 男爵辻新次傳 目次

## 第一章 「少年時代

家系と嚴父……………	一
幼年時代……………	四
崇教館に入學す……………	七
五經濟の秀才……………	二
始めて蘭學を學ぶ……………	四
苦學の目的で江戸へ……………	八

## 第二章 苦學時代

蘭醫の玄關番……………	三
蕃書調所に入る……………	六
「勝手の從軍不届の至り」……………	三〇

再び江戸へ出府……………二

### 第三章 維新前後

長州征伐と先生……………五

火薬爆發で大火傷……………五

意外の吉報……………五

五箇條の御誓文……………五

二十七歳で結婚……………六

### 第四章 南校時代

南校々長となる……………六

南校の内容……………七

生徒の顔ぶれ……………八

南校學生氣質……………八

新學制の頒布……………九

學制の要旨……………九

最初の御前講演者……………一〇

海外留學生運動……………一〇

舊師として忠告……………一一

第一回海外留學生……………一二

### 第五章 文部省時代

文部省の辻か、辻の文部省か……………一三

世相と改正教育令……………一四

帝國大學令……………一六

教員退職料と遺族扶助料……………一七

文部次官を辭す……………一八

先生の美德……………一七

「藤曼」と「平均八合」……………一八

平凡なる巨人……………一八

## 第六章 教育會時代

大日本教育會副會長……………	一五
會長に就任……………	一五
教育費國庫補助問題と箱口訓令……………	一六
大日本教育會長を辭す……………	一六
帝國教育會長就任……………	一七
會長在任中の主なる功績……………	一七
(一) 小學校教育費國庫補助問題……………	一七
(二) 學制改革運動……………	一七
(三) 社團法人組織と國庫補助……………	一七
(四) 舊公一千年祭と松陰先生五十年祭……………	一八
(五) 學制頒布滿三十年祭……………	一八
(六) 故六大教育家追頌式……………	一八

## 第七章 仁壽時代

(七) 贈位先哲祝典……………	一八
(八) 講演會、講習會、出版物……………	一八
輝く功績と表彰……………	一七
イ、名譽會員と教育功章……………	一八
ロ、銀製花瓶贈呈……………	一八
ハ、辻文庫と帝國教育會功牌……………	一九
ニ、創立滿二十五年記念會と銅像……………	一九
帝國教育會長としての先生……………	一九
先生實業界に入る……………	二〇
仁壽創業當時の思出……………	二〇
組織と出資者の顔振れ……………	二〇
仁壽の社名と徽章の由來……………	二二
社長、監督としての先生の功績……………	二五

先生の眞意 ..... 三〇

### 第八章 晩年時代

授爵の恩命 ..... 三三

授爵に對する世論 ..... 三九

菅公の木像 ..... 三三

先主、先師、先考妣謝恩祭 ..... 三六

催主としての演説 ..... 三〇

戸田子爵の謝辭 ..... 三〇

木澤成肅氏の謝辭 ..... 三五

澤柳政太郎氏の祝辭 ..... 三五

佛國代理大使の祝辭 ..... 三五

下郷傳平氏の祝辭 ..... 三五

壽像の完成と除幕式 ..... 三〇

祝辭と祝歌句 ..... 三六

郷里郷黨と先生 ..... 三六

信濃俱樂部に於ける演説 ..... 三〇

佐久教育會席上演説の概要 ..... 三五

電氣事業と先生 ..... 三〇

諏訪電氣株式會社 ..... 六一

伊那電氣鐵道株式會社 ..... 三三

墓 去と餘榮 ..... 三六

英靈永へに眠る染井の墓地 ..... 三〇

文部大臣の弔詞 ..... 三三

九鬼男爵の弔詞 ..... 三三

帝國教育の弔詞 ..... 三六

墓 誌 ..... 三九

人間辻男爵 ..... 三〇

第九章 辭令、動記、年譜

主なる官廳辭令 ..... 三五

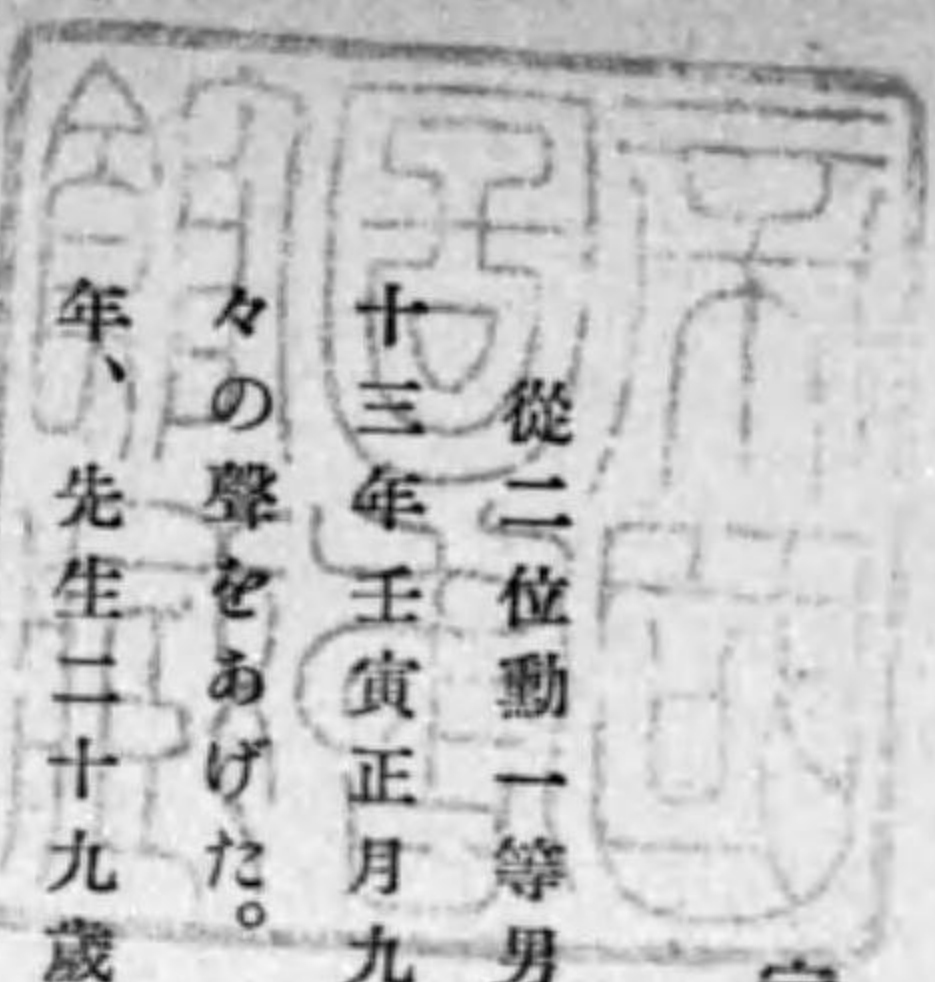
位階勳等 ..... 三六

公私各團體と先生 ..... 三〇

附録 年譜 ..... 三五

第一章 少年時代

家系と嚴父



從二位勳一等男爵辻新次先生は、舊信州松本藩士辻大淵介如水翁の二男で、天保十三年壬寅正月九日、現在、松本市役所の敷地になつて居る同市上土屋敷の中で呱呱の聲をあげた。幼名は鼎吉、後、理之助と改めた。新次と改名したのは、明治三年、先生二十九歳の時である。

母は堀内氏、名は鐵子といつたが、後、孝子と改めた。貞淑温良の賢婦人であつた。

先生の家系は、甲斐源氏武田氏から出て居る。人皇五十六代清和天皇の同孫、六孫王經基、はじめて源氏を稱し、之を清和源氏といふ。四世頼義の第二子、新羅三郎義光、從五位下左兵衛尉、刑部丞として甲斐、常陸、信濃の守を兼ね。子供が七

人あつた。三男義清、武田冠者と號した。故あつて甲斐の國八代郡市川庄に配流されたのが縁で、甲斐に永住、其の孫信義に至つて、武田太郎と稱し、大膳太夫、甲斐守となつたが、治承四年八月、源頼朝、兵を伊豆の石橋山にあげ、諸國の源氏を招くときいて、イの一番にかけつけ、殊功あり、頼朝の覚えも頗ぶるめでたかつたが、元暦元年、長子忠頼の罪に座して蟄居を命せられ、文治二年三月、不遇のうち此の世を去つた。此の人が、武田源氏の先祖といふ事になつて居る。

信義のあとは四男の信光が繼いで宗家となり、忠頼のあとは長男の行忠が繼いで分家となつた。

爾來、頼安、頼忠、有義、義宗、頼邑、頼實、宗泰、頼季、義長、義繁、義勝、義直を経て、十六世義虎の時、宗家武田晴信に従ひ、累戦功あり、第二子頼衡もまた父と共に従軍、天文二十一年（人皇百四代、後奈良天皇の御宇、足利將軍義輝の時代）五月、小笠原長時と、信州桔梗ヶ原に戦ひ大いに之を破り、功により信州筑摩郡神林郷和田の内八十貫文の地を賜り、上條長五左衛門と稱したが、天正十年壬午三月、宗家没落の後には、土着して郷士となり、子孫代々神林村（元上神林村北荒

井）に居住して農業に従事した。

先生の曾祖父信必翁は、頼衡から丁度九代目に當る。實は下神林村倉科宇右衛門の男、養はれて上條家を繼ぎ、通稱を佐左衛門、三休と號し、大名主を勤め、いろく公共事業にも力を盡したので、徳望頗ぶる高かつた。三男四女あり、長男の丈之進讓は、故ありて江戸市ヶ谷左内坂、幕府定火消役與力、辻徳右衛門の養子となり、次男の義辰が、家督を相續して大名主となつた。

義辰に、四男二女あり、長男義陳は上條家を相續し、次男の如水は分家して辻姓を名乗つた。これが先生の父君である。

父君、通稱は大淵介、後漸と改む。字は子淡、漸翁又は縁處と號した。文化五年戊辰閏六月二十一日、松本の城下で生れ、成長の後、同藩の醫師堀内桂仙に就いて醫學を學んだ。

天保四年癸巳十月、志を立て、江戸に出で、叔父に當る辻丈之進讓の家に寄寓し、幕府の奥醫師土生玄碩に就いて、足かけ四年間、眼科を修業し、同七年、師の許を得て歸國し、醫者を開業した。上條姓を辻と改めたのは其の前後である。

何しろ當時はまだ、西洋醫術といふものが物珍らしい頃であるから、非常に繁昌して、患者が常に門に満つるといふ有様であつたが、研究心に富める父君は、どうしてもそれだけでは満足できず、更に大阪に出て専ら整骨科を學んだが、之の間全然家業を省みなかつた爲め、松本に歸つてから一時非常に困つた。止むを得ず、藩の半醫者となつたが、何人に接しても聊かも城壁を設けず、誰と話しても、決してよそゆきの言葉を使はない爲め、格式ばる先輩や同僚にはとやかく言はれたが、下の者には頗ぶる評判がよかつた。

或時、何かの用事で藩公に拜謁した事がある。その時も、翁は例の調子で、方言そのまゝ、ズバ／＼思ふ所を申上げたのが却つて藩公のお氣に召して、嘉永三年庚戌正月、特に小姓に召出され、十人扶持を賜はつたが、數年ならずして新知五十石に増加された。

## 幼年時代

先生の生れたのは、丁度、その窮乏のドン底時代であつた。

父君が、やつと十人扶持にありつかれたのは、先生が九歳の時であるが、生れた時から非常に身體が弱かつた。母君は、こんな痺弱い子供が、果して満身に育つだらうかと、日夜、心配されたといふ事である。殊に、先生が、重い天然痘にかゝられた時などは、文字通りに、衣帶を解かざる事幾日にも及んだと傳へられる。

その効あつて、やつと生命はとりとめたが、豫後の経過思はしからず、餘毒のため、眼は悪くなる。顔中に腫物ができる。そのために鼻孔がふさがつて、呼吸の困難を訴へるといふ有様で、今度こそ駄目かと首をかしげられた事も度々であつたが、數ヶ月後には、漸次輕快に赴き、遂に七十四歳の長壽を保つ事ができ得たのである。

先生は、かうした病弱の身を以て、骨を削るやうな貧苦と戦はなければならなかつたのである。藩から扶持をいたゞくやうになつてからも、下女下男を置くなどいふ餘裕のありやう道理がないから、先生は幼少の身を以て、下女代りともなり、下男代りともなり、米搗きもやれば薪割りもやる。學業のひま／＼には、父君、母君のために按摩をとつてあげる、朝夕は炊爨の手傳もするといふ風で、實に至れり

盡せりの奉仕ぶりであつた。それだけ先生の親思ひは非常なもので、先生は、日夜、どうしたら父君、母君を喜ばしてあげる事ができるだらうかと、その事ばかりを考へてゐた。

従つて先生は、親の命に悖ふなど、いふ事は絶対になかつた。下女下男の代りになつて、眞黒になつて、働いたのも、母君の肩や腰を揉んであげたのも、ひとへに父君、母君の喜ぶ顔が見たいといふ、孝子の至情の發露に外ならなかつた。春は山野をかけまはつて木の芽や草の芽を摘み、秋は松茸やはつ茸狩り、或時は霞網を張つて小鳥を捕り、両親の食膳に供し、今日の御馳走はおいしかつたと褒められるのを、何よりの楽しみとしてゐた。

先生は、晩年、自己の幼少時代を回想して、左の如く人に語つて居る。「私は幼少の折、とかく病身であつた爲め、極めて涙脆く、ちよつとした事にも直ぐ涙ぐむといふ風でありました。父と母とが、家政の事か何かで意見を異にし、相争ふやうな事があると、ハラ／＼して側で見て居られない。何とか仲裁したいと思ひましても、氣が弱いから何もいふ事ができない。そんな時には、いつも別の部屋にかくれて、

父母の争ひがやみますやう、神様に御祈りしたものです。

今日でも、宅では「争ふなかれ」といふ事を家憲といたして居りますが、私は子供の時から、家庭の不和合が一番嫌でありました。それが動機でよく神社にお詣りをしたものです。宮村町の天神様にお百度まゐりをした事さへあります。

さういふ風な性質でありますから、親の命に背くといふ事は、先づありませんでした。それといふのも父母が、常に私を膝下に呼んで、親孝行の大切なる所以を懇々言ひ含めた結果であらうと存じます。其の觀念がとりも直さず、私を驅つて、立志せしめ、勉強せしめた動機となつたのであります。」

### 崇教館に入學す

先生がはじめて文字を習つたのは六つか七つの時で、藩の祐筆を勤めた木澤源一郎（後晋輔と改む）といふ人が隣家に住んで居たので、先生は毎日そこにやられて、最初は習字や讀書を、後では孝經だとか、大學だとか論語だとか、今から考へると随分むづかしい漢籍を勉強させられたのである。老先生不在の節は、若先生の木澤



鼎藏（後成肅と改む）氏が代つて教へてくれたが、兩師とも松本藩の儒臣として重きをなした人で、明治四十四年六月、辻先生が東京築地精養軒に天下の諸名士を會し、先主、先師、先考妣の爲めに、盛大なる謝恩祭を執行された際、たゞ一人、八十一歳の高齡を以て此の盛饌に列し、親しく先生から謝恩の辭を受けたのは、實に此の成肅氏であつた。

嘉永六年、先生十二歳の時、はじめて藩費崇教館に入學した。

崇教館は、最初、新町學問所と稱し、松本城北字新町の舊鹽倉と稱ふる所にあつたが、後、城内字柳町に移された。創始の年月は詳かでないが、多分寶曆の前後であつたらうといはれて居る。文化四年、戸田丹波守光年の時代の達書を見ると、略ぼ崇教館の學風の一斑が想像される。曰く、

「各、當館へ登學の初、何の爲に、上にて此の館を建て置かれ、しかも崇教館と號けられたるといふを、先づとくと辨へらるべし（中略）」

士たる者は文武の兩道を勵み、治世は治世のなり、亂世は亂世のなり。己が當り前の命分を辨へ、天を仰ぎ人に對し、恥べき事なき程に厚く心がけ、其の身相

應の用辨、又は一家一門、傍輩友達の交にも其の途を失はず、他所遠國へ押出されるの勤筋もあるものなれば、猶更の事にて、師に従ひ、道を學び、文武の稽古、修業を積み、治亂の勤に手遅れをとらざるやうに嗜み、身を修め、行を慎み、君をも、親祖先をも恥かしむる事なく安全に世をわたるは則ち教の徳也。されば其の教をあげめ尊まれ、各へ文武の修行を勧めありたき本意にて、崇教館と名づけられたれば、條目の趣、心にとゞめ、相守られ、師範の教に従ひ、同學の窓中、相互に實意深く助け合ひ、いひ合はれ、畢竟かやうなくて叶はぬといふ目當をたて、神妙に出精あるべき事。

一、此館には初より武藝は、射場立置かれたるのみなれども、學校といへば、必ず文武共に夫々の稽古所あつて修行ある事故、何方にて諸流の稽古あるとも、此の心得にて作法正しく出精あるべき事。

一、學問に心得ある事、是れまた登學の初より精々辨へらるべし。博學多識とて、ひろく學び、多く事を知りたるは益ある事なれども、之を宗として篤學實行に力いらざれば、やゝもすれば氣象高ぶり、いらざる見識をたて、慢心を生じ、

人を侮り、放蕩、不行儀をも顧みず、衆人の憎を受け、學問却て害となる也。とかく勤事、今日の用に立所を尋ね求め、古の善事、善行をよく手本として、悪事、邪念を慎み、ひたすら孝弟、忠信、實學、徳行を第一に心がけられ然るべき事。」

(原文)

爾來、いろ／＼の變遷はあつたが、學風には大した相違は認められなかつた。職員は總教以下教授、訓導、事務員等五十人餘りであつた。

左の教則は、天保以降、明治維新前まで適用されたものである。

#### 一、教 則

崇教館教科は左の如しと雖も、或は之を先後し、或は之を取捨するは固より教師の權内にありとす

和漢學Ⅱ四書、小學、近思錄、五經、三禮三傳、孝經、爾雅、本朝通記、國史略、皇朝史略、日本外史、十八史略、史記、漢書、通鑑綱目、文章軌範、八大家讀本、唐宋詩集類  
兵 學Ⅱ七書、兵要錄、大要錄、經權提要

#### 筆 道Ⅱ和様、漢要

習 禮Ⅱ小笠原流

崇教館授業の順序方法は、先づ十三經を授讀し、又、聽講輪講の科があり、和漢史類等は専ら獨學を以て兼學せしめた。詩文章は生徒の力に従ひ之を課し、兵學七書は、儒者即ち教授、助教等にて之を講説し、其の他の三書はそれ／＼専門家があつて、其の私邸に於て教授することになつてゐた。

修學年齢は八歳以上二十歳前後で、試験は例月試験と、定期大試験の二種類あり、大試験は年末を以て行ひ、學庸濟、四書濟、詩書濟、五經濟、十三經濟の五等に分ち、武技は各師範家に於いて、年内の勤惰と其の技の進否とを通考して優劣を定めるといふ制度であつた。

#### 五 經 濟 の 秀 才

崇教館に入るには入つたが、先生は何分身體が弱いため、十四五歳までは皆と一緒に、毎日登校するといふわけにはゆかないので、専ら字引をたよりに獨學した。

先生が、節用集や玉篇の中から、文字を寫し取り、實用字引を作つたのも其の頃である。塵功記を見て、ひとりて算術を稽古したのも其の頃である。正課のかたはら、西遊記や八犬傳を讀了したのもその頃である。

めつたに登校はできなかつたが、例月の試験や、大試験の成績はいつも拔群であつた。先生は最初、大學及中庸の試験を受けて學庸濟みとなり、次ぎに論語及孟子の試験を受けて四書濟みとなり、ついで詩書濟みとなり、最後に、詩經、書經、易經、禮記、春秋の試験を受けて五經濟みとなつた。

當時、崇教館に學んだものは、四書濟みまではどうやら進む事はできるが、五經濟みになるのは難事の中の難事とされて居た。先生が、費中、稀有の秀才として、教師達から深くその將來を囑望され、賞賜を受けた事も度々であつた。先生と常に首席を争つたものは、小松金八といふ少年で、此の人も非常な秀才であつた上に、先生と違つて身體が丈夫で、毎日登校ができた爲め、後には十三經濟みまで進んだといふ事である。

崇教館に學ぶ事三四年にして、先生の健康も著しく回復した。向上心に富める先

生は、机上の學問だけでは満足できず、武道にまで精進、ゆく所として佳ならざるなき才華を示されたが、父君が猶ほ先生の健康を危ぶみ、武藝の修業にはあまり賛成されなかつたので、孝心深き先生は、外多流の劍道師範稻村善太夫氏の道場に通ひ、擊劍の免許狀を得たゞけで、槍術、馬術、弓術等の武藝には手を染められなかつたやうである。

もう一つの例外は、詩歌、俳偕、圍碁、將碁の類で、多少習ふには習はれたが、好んで淫せずの程度で、あまり上達もされなかつたやうだ。先生が無趣味な人だといはれるのは、この邊に原因してゐるかも知れぬ。

その代り學問の進歩は非常なもので、傍ら柴田利直（松本藩士、通稱修三郎、江戸の學者東條一堂門下の秀才）、大久保宗郁（松本藩醫、漢籍に通じ、詩歌を善くし、書道を以て聞ゆ）の兩氏に就いて漢學を専攻された結果、無點の左傳をスラ／＼と讀めるまでになつたが、聊かも慢心するといふ風はなく、月に何回となく、同志を會して夜學會を催し、つとめて空論を避け實行を重んずるの申合せをなし、冬は早天、寒稽古に加はり、互に切磋琢磨して志氣を養ひ、心身を鍛鍊し、専ら他日雄飛

の準備を整へたのである。

### 始めて蘭學を學ぶ

先生がはじめて崇教館に入學した嘉永六年は言ふまでもなく、米國水師提督ペリ  
ーが、浦賀にやつて來て、我國民の長夜の惰眠を破つた年である。内は公武の關係  
益々複雑を加へ、朝夜の識者は攘夷論と開國論の二派に分れ、互に鎬をけづり、外  
は歐米の列強が、毎年何回となく軍艦を我國に派遣し、通商貿易を強要するといふ  
所謂、内憂外患交々臻るといふ非常時であつた。

開國論者は絶叫した。

「吾々は時勢を知らなければならぬ。宇内の大局に着目せねばならぬ。よろしく鎖  
國の鐵鎖を切つて、歐米の文物を輸入し、新らしい日本を創造すべきである。」  
之に真先に共鳴したのは、一部の青年學徒であつた。彼等は争つて外國語の學習  
に没頭した。その流行の魁をなしたものは、實に蘭學の普及であつた。

但し當時の蘭學といへば、醫學と砲術に限られて居た。従つて研究生の大多數は

醫家であり、砲術家であつた。松本藩でも自衛上、一通り西洋の砲術を研究して置  
かなければなるまいといふので、特に藩士竹中元之助（後に阪似水と改む）を拔擢  
して江戸に遊學せしめたのである。

先生は刮目した。

狼火は既にあげられた！

それをまのあたり見つめた先生の胸は、ときめかざるを得なかつた。

先生は實に至孝の人であつた。骨身をけづる貧困の中に育つて、つぶさに、父君、  
母君の辛苦艱難を見るにつけ、ごうかして、一日も早く立身出世して、孝道を貫き  
たいといふ念願は、四六時中、先生の胸奥を去る事はなかつたのである。

孝は親に事ふまつるに始まり、君に事ふまつるに中し、身を立つるに終る——こ  
れが少年時代の先生の座右銘であつた。身を立て、道を行ひ、以て父母を顯はすは、  
孝の終り也と古の聖人は教へて居る。身を立て、道を行ふ——時は今だと思つたの  
である。

梅檀は双葉より芳ばしいといふ。炯眼なる先生は、夙に時勢の推移を達觀して、

西洋文明移植の必要を痛感して居た。西洋の文明を咀嚼するには、先づ外國語を知らねばならぬ。その楷梯として先生が和蘭語の勉強を思ひたつたのは、極めて自然なる道程であつた。

「翻譯ではだめだ。どこまでも原書によらなければならぬ。お父さんもきつと賛成して下さるには違ひない。」

さう信ずるには理由があつた。父君の如水翁は時代の先覺者であつた。併し、翁が讀んだ和蘭の醫書は、原書ではなかつた。誰かの翻譯書によりて勉強されたのであるが、「自分で原書が讀めたら、」と、常々隔痒の思ひをして居られた事實がある。

「これからの若い者には、原書で勉強させるに限る。」と、或人に述べられたのが、いつの間にか先生の耳にも入つたものと見える。

先生は、心を決してこれを父君に願つた。やがてそれが、身を立て道を行ひ、以て父母を顯はす第一過程だと確信した、先生の舌には熱があつた。

「よからう。一日も早く適當な師匠をさがしなさい。」

貧すれども鈍せず、子供の教育には、かなり嚴格でもあり、熱心でもある如水翁であつた。

先生の喜びは非常なものであつた。

早速、先輩の吉武權内氏（後樗と改む）に相談した。

吉武氏は天保五年の生れ、先生より八つ年上で、當時、松本藩の近習役を勤めて居た。

慶應二年、榮轉して郡奉行となり、表勘定奉行、町奉行を兼ね、御維新後には松本藩の判事に任せられた程の人物で、先生とは莫逆の友人であつた。

「それなら丁度よい人物がある。一緒に行つて頼んで見よう。」

さういつて紹介されたのが、宇田精一郎といふ薩摩の浪人であつた。

宇田精一郎氏、又の名を北郷精一郎ともいつた。本業は醫者であつたが、性、沈毅にして大志あり、威風堂々たる人格者であつた。此の人がどういふ譯で信州に流れて來たかは、「幕府の忌諱に觸れた」といふだけで詳らかでない。

その頃宇田氏は、筑摩郡和田村字境に寓居して居た。和田村は、先生の家から一

里餘り、今の里數にして四五キロの距離だ。そこへ先生は、吉武氏と一緒に、隔日または三日置き位に通つて、和蘭語のアベセと文典の初歩を勉強されたのである。これが、松本藩内に於ける蘭學研究の嚆矢であつた。

### 苦學の目的で江戸へ

かくして先生は、かねての宿望に、一指を染める事が出来たのであるが、要するに不完全なる寺小屋教育に過ぎない。さらでも個人教授といふものは不規則に流れ易いものだ。それが、隔日または三日置きに通ふのでは、一ヶ月に多くて十日、甚しい時は八日か七日、學ぶ時間よりも往復の時間の方が遙かに多い位で、その進歩も遅々たるものであつた。にも拘らず先生は、雨が降らうが風が吹かうが、定められたる日には、一度だつて和田村通ひを怠つた事はなかつたが、しかしそれも長い事ではなかつた。唯一の師と頼んだ宇田氏が、或日、誰にも知らさず、漂然として和田村の寓居を出たつきり、行方をくらましてしまつたのである。

先生の失望は、見るも氣の毒な程であつた。期待が大きかつただけ、落膽の度も大きかつたわけだが、幸ひにして此の失望は、秩父中氏によりて緩和された。

秩父氏は伊達家の藩醫、門間才庵の子で、天保七年正月仙臺に生れた、少壯志をたて、江戸に出で、内田五觀に就いて算術を學び、後、杉田成卿及び杉田玄瑞に就いて蘭書を學び、傍ら醫學を修得し、秩父中と改名、安政の末年松本に來り、一年あまり城下で醫者を開業して居た。先生、早速此の人に頼んで入門を許して貰つたが、何分いそがしい家業の傍ら教へて貰ふので、思ふやうに進歩しないばかりか、氏もまた間もなく江戸に歸つてしまつたので、先生はいよくがつかりせざるを得なかつた。

「こんな事をくりかへして居たんでは、何年たつても成功の彼岸に達する事は出来ない。眞面目に蘭書を研究しようとするには、どうしても江戸に出て、立派な先生に就いて勉強しなければならぬ。何とかよい工夫はないものかなア。」

先生は毎日その事ばかり考へて居た。

江戸に遊學するには相當の學資が要る。その學資をどこから捻出したらよからうか。此の上、父君や母君を煩はすのは情として忍び得ない。

「いつその事、苦學を目的で上京しようか。父君が果して許して下さるだらうか？」  
さすがの先生もとつおいつ、思案にくれて居る時、偶々、安政四年以來、江戸に遊學して居た西郷元善氏（通稱磯門、後年、明治天皇の侍醫を勤めた陸軍々醫監西郷吉義氏の父君）が病氣の爲、一時松本に歸省して居る由をきいて、或日同氏を訪問して、詳しく江戸の事情をきき、自分も豫ねてより江戸に出たい出たいと思つて居るが、家庭の事情その他で、決し兼ねて居る旨を話すと、西郷氏は言下に

「蘭學を學ぶには江戸に出なければ駄目だ。こんな田舎では、到底良師は得られない、苦學さへ厭はなければ學資を得る道はいくらもあると思ふ。是非萬障を排して江戸に出たまへ。」と、熱心に勧めたので、先生も大いに力を得、早速歸宅して父君に所信を述べ、きつと苦學でやり通しますから、どうぞ江戸にやつて戴きたいと懇願した。

如水翁はそれを聞いて、深くわが子の決心と意氣とを感じ、

「それ程に思ひつめて居るなら、よからう。江戸に行つて勉強して來い」と、快く許してくれたので、先生は天にも登る喜びで、その日から萬端の準備を整へ、西郷

氏の全快をまつて、文久二年の十二月、いよく懐しき故郷をあとに、遙々江戸に向つて青雲の第一步を踏み出したのである。實に先生二十歳の暮である。

江戸に上つた先生は、取りあえず親戚にあたる牛込市ヶ谷の辻家に身を寄せた。

辻家の當主は丈之進讓といつて、先生の曾祖父に當る上條佐左衛門信必翁の長男で、字は元卿、梓川と號し、幼少時代から頗る霸氣に富んだ人であつた。

成長の後、江戸に出て勉學、長崎奉行に隨行して同地で勤務、頗る評判がよかつた。江戸に歸ると間もなく、懇望されて江戸の定火消役與力辻徳右衛門の養子となり、文化九年、番代を命ぜられ、養父隱居の後、定火消與力を勤めて居た。先生が幼少時代何かの機會に歸省した讓氏が郷黨からチャホヤされるのを見て、「自分も他日立派な人となつて、あゝして皆から尊敬される身分になりたい。」と思つたのが、先生の立志の一動機だともいはれて居る。

## 第二章 苦學時代

## 蘭醫の玄關番

先生がはじめて江戸に出で、一番困つたのは言語と動作とであつた。交通至便の今日にありては、東京と信州とは、汽車で僅かに七八時間の距離に過ぎないが、當時にありては、かなり遠隔の地のやうに思はれて居た。それだけに、言語風俗もまるで違つて居た。松本藩の俊才も、江戸に来ては純然たる田舎者、何から何までボツト出の赤毛布たるを免れ得なかつた。それが爲めに先生は、心なき女中や書生から、よく言葉や動作がをかしいといつては笑はれ、身だしなみや着物の着こなしが田舎くさいといつて、事毎に嘲笑された。先生には、それが何より辛かつたが、大事の前の小事だと思つて、齒をくひしばつて我慢をした。

しかし、それも長い事ではなかつた。習ふよりも慣れろで、都會馴れがして来る

に従つて、人から笑はれる度数はだん／＼少くなつたが、困つたのは肝心の學資の問題である。苦學の決心で出るには出たが、今と違つて人力車夫や新聞配達、牛乳配達があるでなし、わざ／＼田舎者を家庭教師に雇つて呉れる人もない。學資がなければ勉強もできない道理で、いくら親類でも、さういつまでも便々と、辻家に居候をして居る譯にもゆかない。先生も困りきつて居る時、或人が、

「どうです、醫者の玄關番をしては？もしやる氣があるなら、私が牛込北町の蘭醫永田宗見先生に紹介してあげませう。あそこなら相弟子も居るから、ひまひまには蘭學の勉強も出來ませう」と、深切に言つてくれた。

讓氏に相談すると、それもよからうと賛成してくれた。早速その人の世話で、永田家の薬局生となり、丸藥の調製、散藥や水藥の調劑に、まめ／＼しく立働きのひま／＼に兄弟子の某々について蘭學を學び、傍ら蘭學だけでは物足らぬと、英語を布野雲平（後に八雲雲平と改む）といふ人について學んだのである。

ところが間もなく江戸に麻疹が流行して、誰も彼も皆やられた。永田家では辻先生が眞先にやられた。家内にうつては大變だといふので、即日、親戚のもとに追ひ



拂はれた。親戚でも閉口したが、まさか捨て置く譯にもゆかないので、取敢えず二階の一室に隔離して療養させた結果、一時は大熱でかなり苦しんだが、たちがよかつたと見えて割合に早く全快した。

一體かうした病氣は全快したとなるとむやみに食慾がすゝむものだ。さうでなくてさへ食ひたい盛り之年頃だ。さア食ひたくてたまらない、飲みたくてたまらないが、食客の悲しさ、しかも散々迷惑をかけたあげくだ。此の上、我儘のいへた義理ではない。何か買つてたべたいにも、貧書生だから錢がない。

「あゝ、こんな時に家に居たらなア。」と、しみじみと故郷を懐かしんだが、さてどうしようすべもない。

さすがの先生も背に腹はかへられず、或日、コツソリ屑屋を呼んで、古着や古足袋などを賣拂ひ、そのお錢で焼芋を買ひ、もり蕎麥をとつて、思ふ存分胃腑を満足させたのである。

「いや、あの時の焼芋と、もり蕎麥の味は、今もつて忘れる事ができないよ」と晩年、よく人に話されたといふ。

麻疹が全快すると、先生は再び永田家に歸つて、忠實に玄關番を勤めたのであるが、素質が素質だから學問の進歩は驚くばかりで、古參の兄弟子がいつの間にか弟子の先生に物を訊くやうになつた。

そればかりか醫術の方も、見よう見まねで一通り診察位はできるやうになつて居た。その年、コレラが流行して患者續出、ごこの醫者も眼のまはるやうな忙がしさ、永田氏なんかおち／＼食事するひまもない程であつた。

見るに見かねて先生は、代診となつて忠家を見まはり、それ／＼深切に手當をしてやつたので、永田氏は勿論、患家からも非常に感謝され、重寶がられた。今なら、無免許でそんな事をやつたら大變だが、その頃は何でもなかつたのである。

永田氏も先生の將來に囑目して、或日先生を膝下に招き、  
「いろんな本を讀んでるやうだが、君位の實力があれば立派なものだ。いつその事醫學を専攻して醫者になつてはどうかね。君ならきつと成功すると思ふが……」と深切に勧めてくれた。

「有難うございます。ようく考へて見ませう」と返事はしたものの、もともと先生

の志は、砲術家たらんとするにあつて、醫者ではなかつた。永田家に寄寓したのも、單に蘭語を學ばうためであつて、醫學を修めてどうしようといふのではなかつたから、先生は其の旨を正直に永田氏に傳へて暇を取り、傳手つてを求めて吳服橋内にあつた松本藩邸に引移つた。

### 蕃書調所に入る

その頃、神田一ツ橋外、護持院ヶ原に、蕃書調所といふものが出来てゐた。先生はそこに入らうと思つたが、さしあたり困るのは學資の問題であつた。

いくら物價の安い昔でも、眞面目に勉強しようとするには相當の金が必要。何とかよい工夫はないものかと、人にも頼み、自分も足を棒にして方々かけずりまはつた末、漸く見つけたのが筆耕の内職だ。日本橋四日市の某書林から、和蘭砲術書の翻譯原稿を淨寫して貰ひたいといふ依頼である。

「やります！」と、二つ返事で引受けた先生は、日夜懸命の努力をつゞけて、それによつて得た僅少の報酬を學資として、早速蕃書調所に入學した。

蕃書調所といふのは、後の開成學校の前身で遠くその起源に溯ると、文化八年五月、徳川幕府が、前々からあつた天文方の役所に併設した蕃書和解御用の局に端を發する。

當時、諸外國の文書は、主として、長崎における通詞の手によりて和解せしめて居たのを、便宜上、江戸でもやらせようといふ事になつて、貞享元年十一月、願曆の爲めに創設した天文方役所の中に併置したものであるが、兩者の性質上、いろいろの不便を生ずるので、安政二年正月、天文方から獨立し、洋學所と命名され、翌年更に蕃書調所と改稱された。

同時に、單なる翻譯事務の外に、新學の教授をもする事となり、安政四年正月、盛大なる開所式をあげたのである。

入學規則にはかう書いてある。

「會讀、輪講、素讀、稽古共、朝五時より夕七時まで、初めて稽古に罷出候節は、麻上下、平日は着服勝手次第。兩文典、稽古本、銘々持參之あるべく候へ共、持參これなき節は、御場所限り、拜借叶ひ候事」

文中、兩文典とあるのは、蘭文典及び英文典の事で、ごちらかといへば英學は從で、蘭學が主であつた。

先生がはじめてそこに入學されたのは、同調所が九段下にあつた時代で、それが洋書調所と改稱されて、神田の一橋外に移されたのは文久二年の五月で、更にそれが開成所と改まつて、學則を改正し、新たに數學局を併置する事になつたのである。こゝでも先生の成績は拔群であつた。秀才辻理之助の名は、忽ち各方面に喧傳された。自然、それが松本藩の重役の耳にも入つて、藩から特に若干の手當を給與するといふお沙汰が下つたのである。

之に力を得た先生は専心砲術の研究に没頭したがつらく考ふるに「鐵砲や大砲の射撃は兵卒の役目である。之を鑄造するのは上官の役である。同じく砲術で身を立てるにしても一兵卒ではつまらない。鶏頭となるも牛尾となるなかれ。苟くも砲術家を以て任ずる以上、よろしく人の長たるべしだ、人の長たるには技術方面の事を研究せねばならぬ。それがやがて名を後世に擧げ、父母を顯はす所以である。」かう思つた先生は、爾後専ら、銃砲及火藥の製造法を研究すべく、自ら進んで調

所内に設けられてあつた製鍊所（後に化學局と改稱）に轉學し、含密學及分析學を專攻したのである。

當時、先生が、教師として最も尊敬し、心から師事したのは、宇都宮三郎、桂川甫策の兩氏であつた。小林鼎輔、入江觀察の兩氏にも學ぶ處が多かつた。

宇都宮氏は尾張の藩士で、諱を義綱、通稱を鑛之進といつた。天資英邁、放膽にして細心、武人にして學者、兵學及び柔道の蘊奥を究め、兼ねて洋學に通じ、化學の如き、其の最も長とする處であつた。

桂川氏、諱は國幹、幕府の侍醫、法眼桂川甫周の玄孫に當り、資性溫厚、學殖深遠、曾祖父甫周の編纂にかゝる和蘭字彙「ゾーフ、ハルマ」は、全く氏の獻身的援助により完成したものと言はれ、別に「化學通覽」「化學入門」等の著書がある。

化學は、氏の最も得意とする處で、蘭學及漢籍の素養も群を抜いて居た。後、麴町飯田町の邸内に開物學舎と稱する化學教授所を設立し、製藥局を併置し、人才の養成につとめた人で、辻先生も、

「余は長く先生に就いて教を受け、一時先生の邸宅に寄寓し、親しく其の誘掖を受

け、學問上の事のみならず、教へらるゝ處頗ぶる多かつた」といつて居る。

「勝手の從軍不屈の至り」

かくして研究を續くる事年また年、文久三年九月、開成所精鍊方世話心得を命せられたが、翌元治元年、先生二十三歳の時、水戸藩に内訌勃發し、尊王攘夷黨の田丸稻之右衛門、藤田小四郎等、脱藩して手兵を卒ひ、大平山に據つて勢ひ猖獗を極む。藩主水戸中納言慶篤、家臣山岡兵部、立原朴次郎等を遣はして、懇に説諭させたが應せず、田丸を總帥とし、岩谷敬一郎を輔翼とし、竹内百太郎を軍正とし、藤田小四郎を神衛隊の軍將とし、田中愿藏を奇兵隊の軍將とし、別に天地龍虎の四隊を編成し、軍監、輜重、斥候等を置き、轉じて筑波山に據る。反對黨の市川三左衛門一派並びに幕軍と交戦、互に勝敗あり。天狗黨の領袖、家老武田耕雲齋また來りて筑波軍に加はり、事態はいよゝゝ重大化して來たので幕府でも捨て置かれず、暴動鎮壓のため、田沼玄蕃頭意尊に命じ、洋式によりて訓練したる精兵の歩兵隊、砲兵隊各若干を卒ゐて、急遽同方面に出動せしめたのである。

「戦争だ！ 戦争だ！」

精鍊所の内外は、急に活氣を帯びて來た。教官も生徒も、授業なんかそつちのけにして、戦争話に夢中である。

「誰々が行くさうだ。」

「誰々も從軍するさうだ。」

いゝかげんな揣摩憶測に羽根が生えて、根も葉もないデマが八方に飛ぶ。その中に、

「宇都宮先生が參謀として出征されるさうだ。」といふ噂だけは、確實性ある情報として、生徒間に喧傳された。

早くもそれを耳にしたのは先生である。

先生は考へた。

「學問上の理論は一通り心得た。之からは實地の研究だ。兵學々々といつても、机上の學問は要するに壘の上の水練も同様だ。銃砲の鑄造も、火藥の製造も、實戰の役にたゝなかつたら何の効果もないわけだ。」

實戦に應用して、その効果を如實に試すには、今度の戦争は此の上もない好機會である。もし宇都宮先生の從軍が事實なら、是非先生におすがりして、戰場に連れて行つて戴かう。そして實地に就いて指導も受け、研究もしてこそ、生きた學問といふ事が出来る。」

先生は、最近着任した實兄の斐氏にも相談の上、宇都宮氏を私邸に訪問した。

「先生、武田征伐のため、筑波方面に御出かけになるといふ噂がありますが、本當でございますか？」

宇都宮氏は肯頭いた。

「耳が早いな。まだ確定とまではゆかないが、十中八九、さういふ事になるだらう。」

「先生！」といった辻先生の顔は輝いた。

「いよ／＼それが事實となつた曉に、僕、お願いがあるんです。」

「何です、お願いといふのは？」

「何とかして先生のお伴をさせて戴きたいんです。」

「うむ。從軍したといはれるんだな。」

「さうです。日頃の研究を實戦に試して見たいんです。」

先生は、こゝぞと日頃の信念を吐露して、熱心に從軍を懇望した。

宇都宮氏は、やゝしばらく、さういふ先生の顔をヂーツと見つめて居たが、やがて重々しく肯頭いた。

「それ程執心なら、私から一應上官に相談して見よう。」

話はトン／＼拍子に進んで、先生の從軍願は、數日ならずして具體化した。

「辻君、上官の許可を得たから支度をしたまへ。」

宇都宮氏からかういひわたされて、先生は雀躍した。

「今度の從軍が、藩の將來のためにも、ひいては日本の將來の爲めにも、どれだけ大きな貢献をなすか分らない。」

かう思つて先生は、勇みに勇んで戦地に出發したのである。

征討軍の陣容は實に堂々たるものであつた。參政田沼玄蕃頭を總大將に、幕軍の精銳に加ふるに佐倉、宇都宮、棚倉、二本松、壬生、福島、西端、其の他諸藩の兵を以てし、總勢一萬三千餘人といふのだから大したものだ。

これだけの大勢で押しかけたら、たかゞ烏合の筑波勢だ。所謂鎧袖一觸で、直ぐ片づくだらうと思ひの外、軍議だ、策戦だと、そんな事にばかり手間どつて、進軍の方は遅々として容易に抄取らない。七月二十三日は、順次江戸を發して下總の古河についたのは三十日、優に一週間もかゝつたわけだ。

いくら、汽車も、自動車も、飛行機もなかつた昔とはいへ、江戸と古河とは眼と鼻の間だ。曲亭馬琴の「八犬傳」にも、

「古河は僅かに十六里、三日四日には往復するに……」

と書いてある。今日なら汽車で古河まで一時間強、水戸までゆくにしても三時間とはかゝらない。

それに何ぞや半月餘りもペン／＼と古河に滞留して水戸からの度々の催促に、やつと御輿をあげたのが八月の中旬である。二十日結城、二十二日笠間、二十五日、漸く水戸に到着したといふのだから驚入る外はない。

その古河に滞在中、江戸から思ひがけない手紙が、先生の手許に舞込んだのである。

江戸藩邸に勤務中の實兄柴氏からの早飛脚だ。

それによると、

「此の度の従軍、藩命をまたずして勝手な振舞、不届なりとあつて、當局の憤慨甚しく、場合によりては父君にも累を及ぼすべき形勢なり、此の狀披見次第、至急江戸に引返さるべし」といふ驚くべき内報である。

先生は當惑した。

「百聞は一見に如かず、壘の上の水練は實際の役にはたゝない。親しく砲煙彈雨の間に入出してこそ、他日のお役にもたつわけと、藩の爲めを思つてした従軍が、意外の結果を招いたときいて、一時は非常に驚きもし、慨嘆もしたが、たとひ次男でも藩士は藩士である。藩士として藩命に背くわけにはゆかない。背けば反逆の罪に問はれるのは、分りきつた事だ。正を踏んで怖るゝ勿れ——信念のために所罰を受けるのはちつとも厭ふ處ではないが、父君にまで迷惑をかけるやうな事があつては大變だ。それは子として孝道がたゝない。」

さう思つて先生は、涙をのんで事情を白し、宇都宮氏や戦友に別れを告げ、悄然

として江戸に引きかへしたのである。

藩邸に歸つて見れば、果して重役達は以ての外の不機嫌である。先生の辨明を聞かうともせず、

「詮議の次第があるから直ぐ藩地に歸るやうに」といふ嚴命だ。

かうなつてはもはや取りつく嶋もない。

「江戸の重役が何といはうと、國表の重役には具眼者もあらう。内に省みて愧づる處なくんば、千萬人と雖も吾征かん。——松本に歸りさへすれば理非曲直は判明するわけだ。」

先生は、自ら問ひ、自ら心に答へて、實兄の斐氏に送られ、江戸の藩邸を辭し、松本に歸つた。

松本に歸るや、親しく重役に面會、言を盡して、

「今回の從軍は、決して自分勝手の專斷でない。多年學んだ學問が、實戰に臨んで、それだけ役にたつものか、理想と實際、學問と實地が、どこまで一致するものか、それを研究するのが目的で、一點、私心ありての行動ではない」旨を極力辯解した

ので、一時強硬に、嚴罰説を唱へた重役達も、先生の至誠と熱意とに感じ、いろいろ相談の結果、形式的に、

「藩の許可を得ずして從軍したのは、勝手氣儘の振舞、重々不屈の至りである」といふ廉で、先生は逼塞、父君如水翁には短期閉門を命じて、漸く事濟みとなつたが、先生は、それさへ過重として、心中甚だ平かならざるものがあつたらしい。

併し、先生はよく隠忍した。

先生の炯眼は、よく五十年後、百年後を洞察する明があつたのである。

「熱柿は、時が來れば必ず落ちる。今に見ろ、君の考は間違つてゐなかつたといつて、重役が自分の前に頭を下げる時がきつと來る。」

かう思つて先生は、我慢したのである。

### 再び江戸へ出府

果然、藩の重役も鈍物ばかりではなかつた。爾來半歳、怏々として樂まざる先生を見て、密かに同情を寄せて居たのは、家老の野々山四郎左衛門である。

野々山氏には、人を知るの明があつた。樊遲、知を問ふ、孔子曰く「人を知る」と。その點。野々山氏には、一隻眼があつたといへると思ふ。

「正宗の名刀を巷塵に埋らせてはならぬ。何とかして近き將來に、復活の道を講じてやらねばなるまい。」

野々山氏は、いつもそれを考へて居た。

それがいつの間にか、先生の胸にも通じたものと見える。

或日、先生は、親しく野々山氏に見えて、つぶさに自己の所信と苦衷とを訴へた。

「一日の逡巡は十年の損失に値する。藩の爲めにも、國家の爲めにも、切に考慮して戴きたい。」

こゝまでいつて、先生は、思はずハラ／＼と落涙した。

「よく分つた。萬事は自分の胸にある心長くまつがよい。」

さすがは一藩の國家老である。野々山氏の一諾には千鈞の重みがあつた。

「今般、家老野々山四郎左衛門、江戸表に出府につき、隨行申付け候事」といふお沙汰が先生に下つたのは間もなくの事であつた。

蛟龍永く池中のものに非ず、チャンスは以外に早く到來したのである。

「おかげで再び天日を仰ぐ事が出来ました。」

「同時に、松本藩にも黎明期が來たのだ。」

千人の雷同者は得易く、一人の知己は容易にもとめ難い。——先生はさう思つて、

深く野々山氏を徳とした。

登龍門は開かれた。

「さらば故郷の山河よ。」

トンと踏み出した草鞋の一步一步にも、歡喜のさゝやきがあつた。

「理之助來たな！」

「おゝ兄さん！」

別れて一年目に、仲のよい兄弟は、再び江戸の藩邸で、温い手と手とを握り合つた。

かくして先生は、再び待望の江戸の土を踏む事ができたのであるが、依然として

先生の身邊につき纏ふトラブルは、學資の缺乏であつた。

當時、藩邸から先生に支給される手當は、一人扶持と少額の金子に過ぎなかつた。



しかもそれは正式の扶持ではなかつた。勢ひ、筆耕でもして、いくらでも學資を稼ぎ出さなければならぬ。豊富な學資を擁して、専心に勉強するのと、内職に時間の大部分を割いて、その餘暇に勉強するのでは、その難易、もとより同日の談ではない。

それにも拘らず先生は、晝夜兼行、晝は開成所と製鍊所と、兩方で勉強し、夜は内職の筆耕で一時、二時はおろか、徹夜をする事も珍らしくなかつた。

その間、學問上に於ける長足の進歩は、先生を勇氣づけ、先生の向上心に一段の拍車をかけた。

「根本的に兵制を研究するには、蘭學と英學だけでは駄目だ、百尺竿頭一步を進めて、佛蘭西學を修めねばならぬ。」

先生は開成所で、新たに佛蘭西學の攻究に没頭したが、正課だけでは何としても物足りず、課外に、小林鼎輔（惟徳）教授に就いて熱心に勉強した甲斐あつて、此の方面でもメキ／＼と頭角を現はして來たが、先生は、それでもまだ満足がでなかつた。

幸ひに、其の頃江戸の藩邸では、事務多端のため人手が足りない處へもつて來て、時々病氣で缺勤者があるので、その都度、先生が臨時補缺として引張り出される。

若干の手當が下りる。加へて、製鍊所の方でも、再び先生を教授方世話心得に登用してくれたので、幾分學資にも餘裕ができたところから、先生は更に進んで佛蘭西學の蘊奥を極むべく、開成所に學ぶかたはら、竹内玄同氏の家塾に入り、その頃、斯學の大家として著聞された入江觀察氏に師事し、親しく其の教を受けたのである。

觀察氏は、雲州松江の藩醫入江元範の息で、幼名を萬次郎といひ、後文郎と改めた。子供の時、身體が弱く、藩費に入學するのが後れたため、年下の子供達から馬鹿にされるのを憤慨し、去りて支藩廣瀬の儒者山村默齋について漢學を學び、二十歳の時江戸に出で、幕府の侍醫渭川院法師竹内玄同氏に就いて蘭學を修め、更に佛人某に師事して刻苦精勵、拔群の成績を以て、文久元年六月、蕃書調所の教授方にあげられ、尋いで外國方翻譯掛を兼ね、松江藩邸の洋學教授となつた。幕府がいかに入江氏を多としたかは後に拔擢して旗下に任じた一事でも知れよう。

明治維新の後は、開成所二等教授となり、大學中博士に推薦され、四年正月、佛

國に留學を命ぜられ、居る事七年、學識の進歩驚くべきものあつたが、過度の勉強が祟つて、四十五歳で客死されたのは惜しみてあまりある次第である。

後年、辻先生が、謝恩祭の席上で朗讀された手控の一節に、

「先生人と爲り沈深簡重、雍容溫雅、常に戸を閉ちて讀書す。人の疑義を質すあれば、即ち博引旁證、之を教ふるに諄々乎たり。人皆敬服せざるなし、予は先生の教授を受けんとして江戸麴町三軒町の竹内塾に入り、先生に親炙するを得しかば、嘗に其の教を受けたるのみならず、亦先生の性格をも學ぶ事を得たり。後、大學南校にあるや、先生と職務を同じくし、又、住所を同じくして、親交益々深く、日々聲咳に接して指導を受け、啓發する所尠からざりき。」とある。先生がいかに入江氏に傾倒して居られたかは、之を讀んでもわかる。

### 第三章 維新前後

#### 長州征伐と先生

辻先生が、かうして懸命に勉強をつゞけてゐる間に、天下の形勢は再轉三轉、まるで猫の眼のやうに變轉した。

京都の朝廷、江戸の幕府を中心として、勤王、佐幕の争ひだ。理非もない、曲直もない。落ちれば同じ谷川の水、種を割つて見れば歸する所は同じだが、議論となると双方固く執つて譲らうとしないから厄介だ。

「何をッ！」

「どうした？」

二言目には、「刀にかけても」が物を言つて直ぐに亂闘となり、暗殺となる。尊王攘夷黨が勢力を得れば、公武合體派は逆賊視される。公武合體派がもりかへせば、

尊王攘夷黨は忽ち國賊の汚名を被る。テロにつぐにテロの横行だ。「勝てば官軍、負ければ賊軍」實にその通りだ。昨日、京都の四條河原で佐幕黨が何人、白刃の露と消えたかと思ふと、今日は江戸の小塚ッ原で尊王黨が何人、刑場の露と消える。何の事はない走馬燈だ。

當時、徳川幕府に對し、常に一敵國をなしたものは、薩摩の島津家と長州の毛利家であつた。

その島津家、毛利家にも、尊王と佐幕の争ひが絶えなかつた。薩長の連合がいく度か出来あがらうとして、その都度、途中で沙汰止みとなつたのは、全く藩論の不一致と、反對派策動の結果である。

文久四年六月五日夜、長州藩の吉田稔麿、福原乙之進外四名、肥後の宮部鼎藏、松田重助外二名、土州の家老野老山吾吉郎、北副信摩外四名、其他播州、因州、大和、作州、京都等各藩の志士、結束して壬生邸に押寄せ、曩に捕はれたる同志古高俊太郎を奪還せんとする計畫あり、事、未前にあらはる。京都守護職松平容保、新選組の近藤勇、土方歳三等に命じ、之を京都三條小橋の旅館池田屋に襲はしむ。土

州の北副、石川、野老山、藤崎、望月、長州の吉田、廣岡、福原、肥後の松田、宮部等いづれも死闘、或者は斬殺され、或者は屠腹し、或者は重傷を負うて倒れた。長州の佐伯、播州の大高外數名は、その場に於いて捕虜となつた。

事、長州にきこえて物情騒然、志士、眦を決して憤起し、その一隊は、六月十六日の夜、海路三田尻を發し、長州の家老福原越後、また一隊の手兵を卒ゐ、十七日藩地を出發し、大阪の藩邸に本陣を置き、極力戦備を整へ、七月十九日大舉して禁闕に迫つた。

一橋中納言慶喜、命じて諸門の守備を嚴にし、殊死して相守る。互に一勝一敗あり、會津、薩摩、大垣、彦根、桑名諸藩の兵、力戦して遂に之を撃退した。會津の兵、最も勇敢、損傷もまた多かつた。

天皇逆鱗、長州藩主毛利慶親父子の官位を褫奪し、將軍徳川家茂に對し左の勅令を降し給ふた。

「松平大膳太夫儀、豫て入京を禁じ候處陪臣福原越後を以て、名を嘆願に託し、其實議訴、國司信濃、益田右衛門介等追て差出し候に付、寛大の仁恕を以て之を扱

ふと雖も更に悔悟の意なく、言を左右に寄せ、容易ならざる趣意を含み、既に自から兵端を開き、禁闕に對し發砲候條、其の罪輕からず、加之、父子黒印の軍令狀、國司信濃に授くる由、全く軍謀顯然候。旁々長防に押寄せ、速かに追討あるべき事」

家茂即ち尾張大納言慶勝を征長總督に任じ、家康の重寶大和錦の陣羽織、金王丸の太刀、信家の兜及旗、採配を與ふ。慶勝命を拜し、副將松平越前守茂昭と共に、十一月朔日諸兵を督して海路大阪を發し、安藝に至り、總督府を廣島に置いた。長州征討の勅令が出てから約半歳の後である。幕府の威令が如何に輕んせられたかは、此の一事を見ても分る。

長州藩でもさすがに驚いて、重臣會議を開いて種々協議の結果、恭順と決定、取敢えず、當面の責任者として益田右衛門介、福原越後、國司信濃の三家老に割腹を命じ、家老志道安房が、その首級を携へて廣島に至り、謝罪、恭順の意を表したので、慶親之を容れ、敬親父子に謹慎を命じ、追つての沙汰を待つ事、文久三年八月、京師を脱走以來、長州藩にかくまはれて居た三條實美をはじめ、三條西季知、東久

世通禱、壬生基修、四條隆誥の五卿（錦小路頼徳は病歿、澤宜嘉は生野に脱走中）を速かに引渡すべきことを誓言せしめ、全軍は凱歌を奏して一旦京都に引揚げたが、そのあとで、主戦派の高杉晋作をはじめ、恭順を快とせざる者、互に徒黨を組んで五卿を奉じ、再び騒亂を企てたので、幕府では大いに驚き、慶應元年四月十三日、改めて尾張中納言茂徳を征長先鋒總督に任じ、紀伊中納言茂承を後備總督に、中軍を彦根侯井伊掃部頭直憲に、先鋒を越後高田侯榊原式部大輔政敬に、左右を信州上田侯松平伊賀守忠禮、紀州田邊侯松平河内守誠成、信州高遠侯内藤若狭守頼直、志州鳥羽侯稻垣信濃守長明に、後備を信州松本侯戸田丹波守光則、日向延岡侯内藤備後守政舉に命じ、將軍家茂、自ら全軍を卒ゐて、大舉西下する事になつたのである。

「殿様が御出征になる！」

それは、松本藩士たる先生にとつて、まことに空谷の聲音であつた。

實兄の斐氏は早くも從軍を命せられて下阪した。

「從軍！ 從軍！」

先生の腫は火の如く燃えた。

「何とかしてお伴が許されないものかなア？」

「腕が鳴る！ 血が躍る！」

「敵は名だたる長州だ。相手にとつては不足はない。」

かう思つただけでも、先生の胸は時めいた。

併し先生は、既に一度従軍で苦い盃をのんで居る。藩のためを思つてした事が却つて身を縛る繩となつて、累を父君にまで及ぼした。それは、至孝の先生にとりて、堪え難き苦痛であり、千載の痛恨事でもあつた。

眠られぬ夜が幾日もく續いた。

同じやうに苦痛の夜が、將軍の上にも、閣老の上にも續いたのである。勅なればいとも畏し、水も火も素より厭ふべきではなかつたが、當時形勢は、おいそれと將軍西下を實現し得る程單純ではなかつたのだ。否、將軍家の一舉手一投足は徳川幕府三百年の浮沈にも關係する重大性を帯びて居たのである。

「毛利大膳父子始め、御征伐の儀、先般塚原但馬守、御手洗乾一郎を以て仰出され候。御趣意相背き候はゞ、急速御進發遊ばさるべき旨、先達仰出され候處、未だ

右の様は相分らず候得共、容易ならざる企之ある趣に相聞え、更に悔悟の體も之なく、且つ御前より仰出され候儀も之あり旁々御征伐遊ばされ候旨仰出され候。之に依つて五月十六日、御進發遊ばされ候。

右の趣仰出され候間、此段向々へ相觸らるべく候。」

これが幕府からの御布令だ。

越えて閏五月二十二日、將軍家茂、京都に到着、直ちに一橋中納言慶喜、松平越中守定敬以下を従へて入朝、陛下に拜謁仰せつけられ、御劍、御衣を賜はつた。

しかも内外の形勢は猫の眼の變るが如く、内は閣老等の意見一致せず、外は、英國ハルリーの來りて、長藩の外艦砲撃事件の代償として、即時、兵庫開港を迫るあり、幕議容易に決しないと見るや、英艦五隻を先頭に、佛艦三隻、蘭艦一隻は、舳相卿んで兵庫の和田岬沖に來泊し、盛んに示威運動をはじめたのである。

かうなると、もう長州征伐どころの騒ぎぢやない。五月は六月になり、七月は八月になつても、御輿のあがる模様はない。九月、十月、十一月、十二月、とうとう年を越して了つた。將軍の進發はいつになるか分らない。

「それ見た事か。結局うやむやのうちに事ずみになるのは分りきつて居るのに、慌て者の重役共の取越苦勞から、二つとない首を斬られた益田、福原、國司の三家老こそいゝ面の皮だ。」

主戦派の鼻息の荒い事、幕府にこそ怨みはあれ、朝廷に弓引く意思のない事は、天地神明も照覽あれだ。此の上ベンくと敵を待つには當らない。襲撃だ、逆襲だと、中には脱藩して備中、備前邊まで押出した者さへある。戦機は愈々動いて来たのである。

事ここに至つて、もはや逡巡は許されない。慶應二年五月、副總督松平伯耆守宗秀、先づ先鋒として廣島に乗込み、總督紀伊中納言茂承、また諸軍を卒めて到着、藝州口、石州口、小倉の三道より兵を進む。

かねて後備を命ぜられ、大阪で待機中であつた松本侯戸田光則も、また急遽軍を進めて藝州口に向ふべしといふ命令を受けたので、急にいそがしくなつたのは江戸の松本藩邸である。

「さあ、火砲の鑄造だ。」

「今日は火薬の輸送だ。」と、上を下への大混雑だ。貨物列車で送れば、十二時間以内に大阪に到着するよなんていつたら、恐らく切支丹の魔法つかひだといつて首を斬られたらう。

主任は西郷礪門氏と先生だ。

中にも先生は一生懸命であつた。夜を日についでの研究も、勉強も、こんな時のお役にたちたいばかりだ。自ら望んで開成所から製鍊方に廻つたのも要するに今日に備へる爲めであつた。

### 火薬爆發で大火傷

從軍が出来れば、これに越した喜びはないが、從軍が出来なくても、御國に御奉公が出来れば、先生は満足であつた。

先生は、それ以來、殆んど寢食を忘れて彈藥の製造に没頭した。

今日でも火薬の取扱には危険率が多い。まして、何もかも幼稚だつた幕末時代に於てをやだ。

無論先生も其の事はよく知つて居た。ちよつとでも分量を過れば、取扱ひに粗漏があれば、とりかへしのつかぬ失敗をかもす事は、千も萬も承知して居た。

歐洲大戦の時にイタリー軍の至寶といはれたベカスツリー軍曹が、火薬製造中、ゼラチンの分量を過つたばかりに、生れもつかぬ不具者になつた。何事にも用意周到、全軍の模範といはれたベカスツリーにさへ、千慮の一失があつた。同じ苦盃を、先生も如實に嘗めさせられたのである。

當時、大砲の着發彈に装填する火薬は、英國製の大砲用火薬を使用して居た。火薬を砲彈に装填するには、先づそれを粉末にせねばならぬ。先生は戦地の事などいろく考へながら、薬研で火薬をゴリ／＼やつて居る最中、突如、轟然としてそれが爆發したのである。

ドーン！

ドン、ドーン！

實に物凄い勢で破裂したのである。

「うーむ！」といつたとき先生はその場に昏倒した。

「あッ！」と叫んで、同僚や助手がかけつけた時には、既に先生は人事不省であつた。

大騒ぎとなつた。

醫者がかけつける。その頃にしては至らざるなき治療が加へられた。

「先生、どうでせう、生命は助かりませうか？」

かういつた西郷礒門氏の聲はふるへた。

「絶対に保證はできないが、一縷の望はある。火傷は幸ひに急所を外れて居る。」  
満座は稍々愁眉を開いた。

急所ははづれて居るが、容易ならざる大火傷であつた。數日間、先生は昏昏として眠りつゞけた。深い眠りからさめてからも、先生の容體は決して樂觀を許さなかつた。友人や看護の人々が、幾度首をかしげたか知れなかつた。

「辻さんの容體が思はしくないさうだ」

かうした囁きが病院や精錬所の空氣を暗くした。

後年、先生は當時の思出を左の如く語つて居る。

「余が人事不省に陥りし時間はいかほざなりしかは知れざれども、始めて知覺を感せし時は、實に面白き現象なりし。眼前に迢々として、幾十里とも知れぬ、細くして光線の如き道が横たはり、遙か向ふの彼方より頻りに余を呼ぶ者あり、其の聲は、初めは實に微かなれども、能く余の耳朶に響きて夢幻の中に之を聞き居たりしに、其の聲は時間を経るに従ひ、次第く大きくなり、又余に近づき來るもの、如くなりしが、忽然として覺めれば、身は臥床の中に横たはり居たり。」

「火傷癒へて後熟々思へらく、若し火藥を粉末にするに當り、乳鉢と乳棒とを以てしたらんには、斯の如き過失もなかりしならんに、如何にも危険の事をせしものかなと、衷心より、人生周到の注意を要する事を痛感せり。」

幾十日か過ぎた。

やつと危険期を脱してからも容易に床をはなれる事が出来なかつた。それ程先生の傷は重かつたのである。薄紙を剝ぐやう—實際、文字通り薄紙を剝ぐやうな癒り方ではあつたが、逐日先生の元氣は回復して來た。

天は未だ有爲の先生を見棄てなかつたのである。

七、八、九と、病牀に横臥する事足かけ三ヶ月、移りかはる時勢の急テンポを見つめながら、先生は、しみく不遇のわが身が悲しまれた。

曩には従軍事件で蹉跌し、今また思はぬ災厄につまづく。報國の微衷、いづれの時かよく功をなさん。先生は幾度となく病牀に寝がへりをうつて長息し、大息した

### 意外の吉報

そこへ、思ひがけない吉報が齎らされたのである。幕末の當路にも人物はあつたと見える。或日、突然、老中松平周防守の名を以て、江戸の松本藩邸に對し、「御用の筋これあるにより、留守居の者、至急出頭するやう」といふお沙汰が下つた。

「何御用だらう？」と怪しみながら、江戸家老が恐るゝ出頭すると、係の役人より先生、その後の容體を詳しくたづねられた後、特に大切にされるやうにといふ口添へで、左のお沙汰書きを渡された。

開成所化學世話心得、大淵介二男

辻 理之助



開成所化學教授手傳並びに出役仰付けらる。出役中、五人扶持、外に月手當下さる。

幕府

陪臣の先生に、直接幕府から御扶持、月手當を下さるといふのである。當時の松本藩覺書には、左の通り書きのこされてゐる。

昨夜、御老中松平周防守様江、御留守居御呼出にて、左之通り可申渡、御沙汰之旨申聞、則ち當人江申渡候様、御小姓頭へ申達す

松平丹波守家來

開成所化學世話心得、大淵介二男

辻理之助

右、開成所化學教授手傳出仕中、並之通御扶持方御手當金被下候。尤モ海軍奉行、陸軍奉行、並開成所頭取江可談候

慶應二年九月二十三日

月手當は二兩二分、別に、年に銀五枚を賜はつた。

先生の忠誠、篤學は、はじめて酬ゐられたのである。こんな事は、ごこの藩にもめつたにない事だ。無論松本藩でもはじめての光榮である。ひとり先生個人の名譽たるのみならず、松本藩の名譽でもあつた。

「辻理之助といふ男が、そのやうな偉い人物とは今が今まで知らなんだぞ。」

「幕府から直かに御祿を頂戴するなどといふ事は夢にも思ひよらん事だ。」

江戸の藩邸でも、松本でも、大評判、藩主戸田侯も、ことの外御満足と伺つて、病中の先生は涙の出る程嬉しかつた。

「お父様も、お母様も、ごのやうにかお喜びであらう。これで、筑波事件で御迷惑をかけ不孝の罪も、幾分償ふ事が出来たといふものだ。」

何かにつけて、先づ思ひ浮べるのは、父君の俵であつた。母君の俵であつた。父君の喜び、母君の喜びは、則先生の喜びであつた。

「辻さん、おめでたう！」

「理之助君、おめでたう！」

先輩や同僚から祝辭を受けるたんに、先生は人知れず手を合せて故郷の父君、

母君を伏し拜んだ。

かうなると先生に對する一藩の待遇も、自然に違つて來る、江戸藩邸の重臣達も、先生に對し一目も二目も置くやうになる。

藩の重役間では、先生の無祿が問題になつた。

「幕府から御祿を頂戴して居るからいゝわで捨てゝも置けまいな。」

「第一、幕府でさへお認めになつて居る理之助を、本藩ではかまはんとあつては上に對しても畏れ多いわけだ。」

「松本藩の重臣は盲かといはれても、辯解の道はないな。」

「問題は、次男でも御祿が戴けるかといふ其の點だ。」

「そこだ。大淵介は五十石、嫡子の恕介(柴氏の前名)は三人扶持を頂戴して居る。」  
前例がない。——こゝで皆が行きつまつた。

御承知の通り、封建時代にありては、次男、三男は糟も同様であつた。長男は多少甚六でも、世襲の封祿を食む事が出来るが、次男、三男は養子にでも行かなければ、いつまでたつても頭のがる時はなかつた。

辻家には既に長男の柴氏がある、元治元年正月、藩の小姓に召出され、三人扶持を賜はり、藩主のお伴をして長州征伐に従軍中である事は前にも書いた。

「異例として、理之助に三人扶持を賜はる事にしては如何でござらう。」

「異儀なし。」

「同意でござる。」

満場一致で決定した。

慶應三年三月三日である。

三人扶持被下

松 本 藩

辭令は極めて簡單だが、そこに、重大なる意義があつた。次男にして上から御扶持を頂戴する如きは、異例中の異例だつたからである。

### 五箇條の御誓文

一方、慶應二年、三年は、いろんな意味に於いても記念すべき年であつた。七月、十四代將軍家茂、二十一歳にして薨去。十二月、一橋中納言慶喜、その後

を襲ひて十五代將軍となる。

十二月廿五日、孝明天皇崩御、實算御三十六。翌三年正月九日。明治天皇御踐祚。五月兵庫開港。十月、徳川慶喜大政奉還。十二月、王政復古の大令降下。攝政、關白以下を廢し、新たに總裁、議定、參與の三職を置き左の通り任命された。

總裁 有栖川宮熾仁親王

議定 晃親王、彰仁親王、中山忠能、正親町實愛、中御門經之、徳川慶勝、松

平慶永、淺野茂勳、山内容堂、島津茂久

參與 大原重徳、岩倉具視、萬里小路右大辨博房、長谷三位信篤、橋本少將實

梁

慶應は明治と改元した。

正月、前將軍慶喜、大阪より上京、薩長諸藩の兵、之を伏見、烏羽に拒ぐ、慶喜、敗兵を卒ゐて江戸に還る。二月、有栖川宮熾仁親王、征東大總督として、諸軍を卒ゐて江戸に進發せらる。

慶喜、恐懼して上野東叡山に入り、只管謹慎の意を表す。幕府の親藩、薩長に快

からざる者、所在に擾騒、天下騒然たり。

三月十四日、明治天皇、親しく紫宸殿に臨御、嚴かに天神地祇を祭り、五事を誓はせ給ふ。世之を五箇條の御誓文といふ。

一、廣く會議を起し、萬機公論に決すべし。

一、上下心を一にして、盛んに經綸を行ふべし。

一、文武一途、庶民に至るまで、各其志を遂げ、人心をして倦まざらしめんことを要す。

一、舊來の陋習を破り、天地の公道に基づくべし。

一、知識を世界に求め、大いに皇基を振起すべし。

我國未曾有の變革を爲さんとし、朕躬を以て衆に先んじ、天地神明に誓ひ、大いに斯國是を定め、萬民保全の道を立てんとす。衆亦此の旨趣に基づき、協心努力せよ。

御名 (御璽)

同時に天意の存する所を普く億兆に知らしめ給はんが爲め、特に左の御宸翰を

下されたのである。

朕、幼弱を以て猝かに大統を紹ぎ、爾來何を以て萬國に對立し、列祖に事へ奉らんやと、朝夕恐懼に堪へざる也。竊かに考ふるに、中葉朝政衰へてより、武家權を専らにし、表は朝廷を推尊して、實は敬して是を遠ざけ、億兆の父母として、絶えて赤子の情を知る事能はざるやう計りなし、遂に億兆の君たるも、唯名のみになり果て、其が爲に、今日、朝廷の尊重は古へに倍せしが如くにて、朝威は倍衰へ、上下相離る、事霄壤の如し。かゝる形勢にて何を以て天下に君臨せんや。今般、朝政一新の時に膺り、天下億兆、一人も其處を得ざる時は、皆、朕が罪なれば、今日の事、朕自身、骨を勞し、心志を苦しめ、艱難の先に立ち、古列祖の盡させ給ひし蹤を履み、治蹟を勤めてこそ、始めて天職を奉じて億兆の君たる所に背かざるべし。往昔、列祖萬機を親らし、不臣の者あれば、自ら將として之を征し給ひ、朝廷の政、總て簡易にして此の如く尊重ならざる故、君臣相親しみて上下相愛し、德澤天下に洽く、國威海外に輝きし也。然るに近來、宇内大いに開け、各國四方に相雄飛するときに當り、獨り我國のみ世界の形勢に疎く、舊習を固守

し、一新の效を計らず、朕徒らに九重中に安居して、一日の安を偷み、百年の憂を忘るゝときは、遂に各國の凌侮を受け、上は列聖を辱しめ奉り、下は億兆を苦しめん事を恐る。故に、朕こゝに百官諸侯と廣く相誓ひ、列祖の御偉業を繼述し、一身の艱難辛苦を問はず、親ら四方を經營し、汝億兆を安撫し、遂には萬里の波濤を拓開し、國威を四方に宣布し、天下を富嶽の安きに置かん事を欲す。汝億兆、舊來の陋習に慣れ、尊重のみを朝廷の事となし、神州の危急を知らず、朕一たび足を擧ぐれば非常に驚き、種々の疑惑を生じ、萬口紛紜として朕が志をなさざらしむるときは、是朕をして君たる道を失はしむるのみならず、従つて列祖の天下を失はしむる也。汝億兆能く朕が志を體認し、相率ゐて私見を去り、公議を採り、朕が業を助けて、神州を保全し、列聖の神靈を慰し奉らしめば、生前の幸甚ならん。

王政復古の鴻業此の時に定まる。四民、手を額にして互に相慶賀した。

四月十一日、江戸城の明渡しも滞りなく相濟んで、七月には東京と改稱。八月、即位の大禮を行はせらる。十月、奥羽方面も漸く鎮定したので、同月、はじめて東

京に行幸、江戸城を東京城と改めさせられた。十二月、京都に還幸、翌二年三月再び東京に行幸、六月、諸侯の藩籍奉還を御允許、公卿、諸侯を華族に列せらる。

かういふ風に箇條書にして見ると、いかにも整然として、極めて平穩裡に維新の大業は完成したやうに見えるが、その實は非常な波瀾曲折を経て、多大の犠牲を拂つてはじめて成就したのである。彰義隊の砲聲を聞きながら、平然として經書を講じたといふ福澤諭吉先生の偉さは、周知の事實であるが、當時の學生はそこに多少の輕重はあつても、皆同じやうな體驗を持たない者はなかつたのである。

辻先生も、實にその一人であつた。

先生は、兵亂の巷の中にあつて、専心佛學の勉強をつゞけたのである。先生の最初の希望は兵學を専攻して軍人となる事であつた。先生が蘭醫永田氏の懇望を却け、開成所に入學したのも、開成所から精煉所に遷つたのも、筑波事件に従軍したのも、火藥のために大火傷を負うたのも、悉くその希望を實現せんとする道程であつた。

### 二十七歳で結婚

併し先生には、時勢を見るの明があつた。

明治の維新と、王政の復古は、先生の志想の上に一大變化を齎らしたのである。

「他日立派な軍人となつて、父母の名を顯はすのも、孝道の一つには相違ないが、自分の個性は、果して、軍人として適任であらうか？」

全然不適任だとも思へなかつた。

が、より適切な使命が、別にあるやうにも考へられた。

先生は、不慮の大火傷のため、何かにつけて不自由を感じるやうになつた我が手を見つめて、考えこむ日が多くなつた。

千思萬考の末、

「學者にならう。そして人の魂をつくる教育者にならう。」

先生は多年の宿望であつた軍人を捨て、學者として新たに生きようと決心されたのである。

それは、先生の將來のためにも、まことに喜ぶべき轉向であつた。

同時にそれは、新日本の教育の爲めに、偉大なる貢獻を齎らす結果となつたので

ある。

なせなれば、新日本の教育行政の基礎は、大部分先生の手によりて築かれ、立案され、實現されたからである。

慶應三年十一月、開成所は、外國奉行の所管に移されたが、間もなく國事多端の故を以て一時閉鎖される事になった。

併し先生は騒がなかつた。血なまぐさき兵火の巷にありて、悠々、讀書三昧に日また日を送つたのである。先生の佛蘭西學は、此頃から一層の進歩を示したといはれる。

「もう、そろ／＼妻帯してもよからう。」といふ父君や母君の意見で、先生は、元年十一月を以て、幕臣岩波小左衛門信義の四女里子を娶つて新婚生活に入つた。一人は二人になり、一人の喜びは二人の喜びとなつた。先生、二十七歳の秋である。媒妁人は深谷周藏氏であつた。

同時に新次郎と改名、後、郎の字を削つて新次と改めた。

それと前後して、明治政府から遠からず閉鎖中の開成所を再興する豫定だからそ

のまゝ東京に滞在せよとの内命あり、十二月、辨事の名により、開成所教授試補に任命された。「陪臣辻新次郎」は、新たに朝廷直屬の官吏となつたのである。

明治二年七月、少助教に任せられた。「從四位守大學少監大藏朝臣種樹宣、大學大丞藤原朝臣弘之奉行」とある。

八月、教場監督を命せらる。辭令には大學南校と書いてある。

明治三年二月、辻新次、中助教に任ずとある。「郎」の字を削つたのは此の頃らしい。その辭令には「正二位大學別當兼侍讀源朝臣慶永宣、從五位守大學大丞藤原朝臣弘之奉行」と書いてある。

給料の事は何も書いてないが、同年九月、松本藩廳の名で「改革ニ付、現四石一斗ニ直シ賜候事」とあるから、松本藩からも貰つて居られたものらしい。

同年十二月、大學の名で本官を免せられ、直ちに太政官の名で大學出仕仰付けられ、大助教準席之事といふ辭令が下りた。

翌四年六月、從七位に敘し大學大助教に任せらる。「右大臣從一位藤原朝臣實美宣、大辨從三位藤原朝臣俊政奉行」とある。

## 第四章 南校時代

## 南校々長となる

明治四年七月、大學東校、大學南校を廢して、新たに文部省を置き、文教に関する事務一切を總轄する事になった。

同時に、先生は直ちに入りて、文部省七等出仕（官等、正六位九等、官錄、現米二百石、但し石代一月分九十一圓七十九錢四厘）文部權少丞、兼大助教に任じ、文部大輔江藤新平氏並びに其の後を承けて文部卿となつた大木喬任氏の下に、専ら教育制度の創定に參與したのである。

當時、先生と共に文部省に入つたのは、南校から加藤弘之、町田久成、箕作麟祥の三氏、東校から佐藤尙中、岩佐純の兩氏であつた。

こゝにいふ大學は、明治二年六月十五日、舊幕時代の昌平黌を復活の意味で設けられた大學校の後身で、同年十二月十七日、大學校の「校」の字を削つて、單に大學と改め、慶應三年十一月、外國奉行の所管となつて間もなく、國事多端の故を以て、一時閉鎖されてゐた開成所を復活して、大學南校としたのである。

東校、南校と命名されたのは、東校が、湯島の聖堂から東に當る神田和泉橋附近（藤堂和泉守邸あと）にあり、南校が聖堂から南に當る一橋にあつた爲めである。東校は後年の東京醫學校——東京帝國大學醫學部の前身で、専ら醫學生を收容して居た。

大學南校に外國人を教師に招聘したのは明治三年の七月で、政府が時代の急テンポに順應すべく、人材養成の爲めに、特に大英斷を以て此の舉に出たのであるが、併し何といつても過渡期の仕事である。教授課目を調べて見ても、まことに不完全、貧弱極まるもので、學課といへば、窮理學の素讀に非ざれば、簡單なる綴字や日用會話に過ぎない。之を歐米諸國の大學と較べると、天地霄壤の差で、専門學校の資格さへ怪しい位であつた。

それにも拘らず、南校の評判は非常なもので、有爲の青少年は、吾もくくと、宇治川の先陣争ひもかくやとばかり、新しい登龍門をめざして、潮の如く押し寄せた。北は北海道から、西は九州に至るまで、遙々笈を負つて來り學ぶ者千二百人の多數に上り、校舎は狭くなる、教師はいつも轉手古舞ひを演ずるといふ盛況であつた。

そのうちで、最も巾をきかせたのは、全國二百餘藩から推薦さきた貢進生であつた。

貢進生といふのは、明治三年、政府が小倉處平等の建議を採用して新設した制度であつて、全國の諸藩に命じ、十萬石以上の大藩は三人宛（十五萬石以上三人ともいふ）五萬石以上の中藩は二人宛、それ以下の小藩は一人宛の割合で推薦せしめた學術、品行共に優秀なる青少年であるが、何といつても、まだく門閥や家柄が餘計に物を言つた時代の事であるから、情實關係や何かで、随分いかゞわしい者も加つて居たらしい。

加ふるに、各藩の推薦標準が、品行方正、學術優等といふだけで、學力を試験し

て入學せしめたのでないから、學級を定めるのに非常に困つた。

「漢學は相當に出來ますが、外國語はまるで分りません。」といふ青年があるかと思へば、「外國語なら自信はあるが、數學や理化學はまるで分りません。」といふ少年もある。それを年齢別にして、一年二年と分けて、劃一教育を施すわけにはどうしてもゆかぬ。勢ひ、語學は語學で、數學は數學で幾組もつくらねばならぬ。Aは、英語では一級だが、漢文では六級、Bは、數學では二級だが語學では九級といった風に、一人で幾組にも出席させるのだから、教へる方でも、教はる方でも、その不便は一通りではなかつた。

「これでは駄目だ。いくら看板だけぬりかへても、内容が空つばちや仕方がない。教授課目を調べて見ても、歐米の中學程度と選ぶ處はないぢやないか。」

かうした非難が、識者の間にポツ／＼きこえて來た。

「第一貢進生制度がいけない。」と論ずる者もあつた。

「それは制度の罪ではない。人間の罪だ。」といふ者もあつた。

「要するに玉石混淆がいけないのだ。よろしく嚴格なる試験の篩を通して、生徒の



素質を吟味すべしだ。」と唱へる者もあつた。

「それには先づ學制を改革せねばならぬ。」と當局者は考へた。

「學制を改革する前に、文政一切を總括する役所をつくらうぢやないか。それが焦眉の急務である。」

これが遂に輿論となつて、文部省の新設を見たのである。即日、大學は廢校となつて、新しく南校が創設され、五年二月最初の校長として、辻先生が任命された。當然の順序として、千二百人の生徒は一齊に篩にかけられる事になつたが、折も折、その五日程前に、詔して列藩を廢し、新たに縣を置かれる事になつた爲め、貢進生制度も自然消滅の形となり、受験者の數も著しく減少したので、格別の競争もなく、その内の四百人が、南校生徒として、登龍門の第一歩を踏み出したのである。先生が南校々長の任にあつたのは、五年二月から、同年八月までで、僅か七ヶ月に過ぎなかつたが、それが南校の全生命でもあつた。文部省が全國の教育を統一せんとする目的のもとに、かねて調査審議中であつた新學制が完成し、その結果せつかく出來た南校は、一時閉鎖といふ事になつたのである。

### 南校の内容

生命は短かつたが、南校の評判は頗ぶるよかつた。學課目も著しく改善された。明治五年四月に改正された同校の學級表を見ると、英語の組が九つ、佛語の組が六つ、獨語の組が四つ、合計十九學級、時間割も學級によつてそれ／＼違つて居た。

#### 英一の部

教師 フルベツキ、ギリフセス、ウイードル、ハウス  
教官 宇都宮少教授、柳本大助教、高橋浩

時	月	火	水	木	金	土
至自 八七 字字	圖畫(高)	幾何學(ウ)	文典(ハ)	窮理學(ウ)	幾何學(ウ)	文典(ハ)
至自 九八 字字	窮理學(柳ウ)	算術(ウ)	作文(ハ)	算術(ウ)	算術(ウ)	作文(ハ)
至自 九九 半字	體操	同	同	同	同	同
至自 十九 字半	窮理學(柳ウ)	算術(ウ)	文學(ギ)	體方(ハ)	文學(ギ)	體方(ハ)

自十一 至十二時	修身學(ギ)	化學(宇ギ)	歴史(ハ)	修身學(ギ)	化學(宇ギ)	歴史(ハ)
	生理學(ギ)	化學(宇ギ)	代數學(フ)	地理學(ギ)	生理學(ギ)	代數學(フ)

之が英一の部の時間割だ。處が九の部になると、教官は伊東少教授が一人きりで、學課も毎日單句、綴方、體操、算術、讀方、習字の六課目で、木曜日に書取が一時間加はるだけだ、南校になつてからさへ此の始末だから、大學時代は推して知るべしである。

英學部の教官は、以上の外、出浦清恪、鈴知雄、河野徑徳、坪井光次、松井永観、鴨池宜之、外人教師側では、スコット、ウキルソン、ホワイマーク、メイジョル、ホール、都合、教官が十人、教師が九人。佛學部の教師はマイヨ、フォンテース、レビシエ、ビジョン、タルジャンの五人、教官は高橋浩、和田徳行、田中少教授の三人。獨學部の教師はローゼンスタン、クニツピンク、シエンク、グレーフェンの四人、教官は相原少教授、川上正光、山村經基の三人であつた。上級、下級の學課目の割合は、英學部と大同小異と思へば間違ひない。

左に過渡期に於ける學制の變遷を語る參考資料として、南校の規則と舍則とを摘記する。

規則

- 第一條 入學は毎年二度とし、正月開校の時と、暑中休業の後に於て許すべき事  
但し校の都合により、臨時入學を許す時は、前以て公告すべし
- 第二條 新入學の生徒年齢は二十歳以下を限り、試験の上、體質壯強の者にして、日用公私の文書等に習熟せざれば許さざる事
- 第三條 入學を願ふ者は、證人同道、當日朝第九時に出頭し、左の雛形の通り、當人自ら入學願短冊を認むべし。尤も入學差許す時は、證人より早速次の雛形の通り、引請證書を差出すべき事

入學願短冊雛形

證

私儀何學爲修業、何ヶ月之間、入學奉願候、尤も御規則等之儀は堅く相守可申候也

何府縣華士族卒農商、誰伴弟厄介

干支月日

何の誰

當支何歳

宿所

引請證書

何府縣華士族卒農商、誰倅弟厄介

何學志願

生國

何の誰

當支何歳

右は私（倅弟厄介歟、能く知候者歟）にて、御校へ入學奉願候、尤も在學中一切の事件は、私引請可申、依而如件

何府縣華士族卒農商

證人

何の誰

宿所

南校御中

第四條 生徒は、午前は第九字、午後は第一字半に各其教場に出席すべし。若し故なく十五分時以上遅刻する者は、半日の課程を省くべし。午前は第九字より第十二時迄を正課時

間とし、第十二字より第一字半迄を午飯並休息の時間とす。正課時間は、猥りに外出することを許さざる事

但し第十二字より第一字半まで休息の時間は、午飯等の爲め退校するは苦しからず

第五條 暑中休業前後は、朝第七字より第十二字までを正課時間とすべき事

第六條 休日の外は、一切缺席相成らざる事

但し父母兄弟等の病變、事故ある時は、其次第を委しく認め、證人より届出べし

第七條 生徒病氣等にて、一日或は半日缺席する時は、證人或は父兄より斷書差出し、二日

以上缺席する時は、委員の證印書を添へて届出べし。尤も入舎生は委員の證書のみにて、

直ちに舎中監事へ差出すべき事

但し證人等の届なくして缺席する時は、相當の處置之あるべし

第八條 正課中は、最も動作を慎み、苟くも輕卒の所爲之れ無きやう心掛け、殊更教師教官

に對し禮節を守るべき事

第九條 在學中轉學を願ふ者ありと雖も、許す可らざる事

但し事宜により、教師教官證議の上差許すべし

第十條 入學の上進歩遅く、格別同級の者に劣る者は、校長教頭證議の上、進退の指圖之れ

あるべき事

第十一條 在學中、懶惰不正の所行之有る時は、退學を命ずべき事

但し不正の所行之れあり、退學を命ずる者は、再び入學を許さず

第十二條 試業は一ヶ年四度とし、其内土用休業前の試業を以て大試業とす。此四度に於て等級を進退すべき事

但し格別優劣ある者は、臨時進退すべし

第十三條 休日の事

天長節 節 朔 日曜日に當る時は別に十一日を休日とす

日曜日

暑 中 土用入り日より三十日間なり

十二月廿五日より正月十日まで

但臨時休業は時々揭示すべし

壬申四月改

南 校

文中、第何字又は第何時と、字と時を混用して居るのは何の意味か分らない。壬申は明治五年、辻先生が南校校長に任ぜられた年である。

舍 則

一、行儀禮讓を尙び、輕薄の風無之様信義を以て相交るべき事

一、朝第六字より夜第十字迄を課業時間とす。内午前三字間、午後二字間を正課時間とす

正課後の二字間は體操及び外出散歩の時間たるべき事

但し夏月は朝第七字より晝第十二時迄正課時間たるべき事

一、日曜日前夜は正課後より夜第八字まで外出勝手たるべき事

一、門札所持にて出入可致事

一、舍内は勿論市中に於ても、見苦敷所行有之間敷き事

一、毎朝私席を掃除し、諸物品を取亂すべからざる事

一、外泊一切禁止の事

一、飲酒、吟詩、唱歌、雜戲一切禁止の事

一、戸障子、壁等、樂書破棄禁止の事

一、舍中奔走禁止之事

一、夜第十字後、音讀禁止之事

- 一、病氣の外、來客應接は應接所に於てすべき事
- 一、病氣にて缺課の節は、校内醫局の證書を以て舍中監事へ可届出事  
但し病氣全快の節は其旨可届出事
- 一、病氣にて缺課候向は、當日外出不相成事  
但し醫證有之分は例外の事
- 一、病氣の節、醫官診察之上、病症により、校内病院に於て療治可差加事
- 一、一等並二等親の自宅近傍出火或は病變の節、駆付けたき旨相届候はゞ正課中及び門限後たりとも外出差許候事
- 但し翌日第九字迄に證人の印證可差出事
- 一、外出中、急病等にて不得止門限に相遅れ候はゞ、歸舎の節、證人の印證を以て可届出事
- 一、月俸は毎月々末迄に必ず給養局へ可相納事  
但一度にて數ヶ月分相納め候ても不苦候事

壬申四月改

南校

### 生徒の顔ぶれ

辻先生の校長時代、南校に籍を置いた學生の數は最初四百人位あつたが後には大分へつたやうだ。その中から後年、名を成した主なる人々を拾つて見ると、英一の部には、

- |                |               |
|----------------|---------------|
| 長谷川 芳之助 (十八)   | 南部 球 吾 (十八)   |
| 伊 澤 修 二 (二十一)  | 小 村 壽 太郎 (十八) |
| 清 水 彦 五 郎 (二十) | 久 原 躬 紘 (十八)  |
| 齋 藤 修 一 郎 (十八) | 鳩 山 和 夫 (十八)  |
- の諸氏がある。

そのうち長谷川、南部の兩氏は工學博士、伊澤氏は吃音者の大恩人で、後に音樂學校長となり、貴族院議員となつた。小村氏は後の外務大臣、侯爵、日露戰役の殊勳者である事はあまりにも有名である。久原氏は理學博士、一高校長、東京帝大教授を経て、後京都帝大總長となつた人。齋藤氏は、晩年淋しかつたが、一時官界で

鳴らした名物男、學生時代にも、いろんな逸話を残して居る。鳩山氏はその頃三浦姓を名乗つて居た。後の法學博士、早稻田大學學長で、齋藤内閣の文相を勤めた鳩山一郎氏は、氏の長男である。

英二の部には

- 杉浦重剛 (十八)
- 原口要 (二十)
- 岡村輝彦 (十八)
- 巖谷立太郎 (十六)
- 平井晴次郎 (十七)
- 十時虎雄 (二十)

の諸氏がある。

杉浦氏は日本中學の校長として令名噴々、後東京宮御學問所の御用掛を仰付けられた程の大人物で、原口氏と平井氏は工學博士、岡村氏、巖谷氏は巖谷小波氏の令兄で工學博士。平井氏は後に鐵道院總裁をつとめた事があつたと思ふ。

英三の部には

- 渡邊渡 (十六)
- 穂積陳重 (十八)
- 櫻井錠二 (十五)
- 箕作佳吉 (十六)

花輪 虎太郎 (十六)

の諸氏がある。渡邊氏は工學博士、櫻井氏と箕作氏は理學博士。穂積陳重氏は入江村次郎を名乗つて居た。後、東京帝國大學總長となり、勳功により男爵を授けられ、樞密院議長となつた。櫻井氏が十五歳、渡邊、箕作、花輪の三氏が十六歳で、穂積氏のみが二つ年上であつた。

英四の部、七の部には

- 高松豊吉 (二十一)
- 田口卯吉 (十八)
- 鈴木充美 (十九)

氏等がある。

高松氏は工學博士、田口氏は法學博士として、經濟學の權威を以て許された人で、中々趣味の豊かな人であつた。

小便の音もすみ田の月夜かな

たしか此の人の句だつたと思ふ。鈴木氏は辯護士、衆議院議員として相當鳴らして居た。

佛一の部には

古市 公威 (十九)

栗塚 省吾 (二十)

の兩氏を數へる。

古市氏は、當時、造次と名乗つて居た。後、勳功により男爵を賜はり、工學博士として、貴族院議員として活躍した。辻先生とは親交のあつた人で、晩年まで、親友として互に往來して居た。

栗塚氏は政治界に入り、代議士として、又刀劍方面で一部にその名を知られてゐる。

佛二の部、三の部、四の部には

石本 新六 (十九)

一瀬 勇三郎 (十七)

井上 幾太郎 (十六)

磯部 四郎 (二十)

が居た。この外に後の内大臣牧野伸顯 (當時是利といつて居た) 後の元帥上原勇作氏 (當時龍岡八次といつて居た) も居たが、年齢は不明である。石本氏と井上氏は共に軍人となつて、石本氏は陸軍大臣となり、井上氏は陸軍大將まで進んだが、佛

學部から上原元帥と二人の大中將を出した事は面白い。

獨一の部には

村岡 範爲 馳 (二十)

和田 維四郎 (十七)

寺田 勇吉 (二十)

下山 順一郎 (十九)

の諸氏が居り、同じく三の部には

志賀 泰山 (十八)

丹羽 藤吉郎 (十七)

が居た。村岡氏は理學博士、和田氏は工學博士、下山氏は藥學博士、志賀氏は林學博士、丹羽氏は藥學博士として、いづれも學界に名を成した人ばかりである。

まだ此の外に後の會計検査院長、東京市長田尻稻次郎子爵、園田孝吉男爵、千頭清臣氏等の諸氏も居たが、さまでとは省く。

### 南校學生氣質

何分、在職の期間が短か、つたために、南校々長としての先生に就いては、格別特記すべきほどの事はなかつたやうだが、その二三を記せば――

明治五年三月、(先生が校長に任命された翌月) 明治天皇には、學術獎勵の思召を以て、南校に行幸遊ばされ、親しく教室及び實驗室に臨ませられ、生徒の授業及び實驗を御覽遊ばされた。先生、校長として天顏に咫尺し、教授の實況、校内の設備等に就いて、詳細御説明申上げるの光榮に浴した。

南校には生徒の爲めに設けられた寄宿舎があつた。舎則には「行儀禮讓を尙び輕薄の風これなきやう、信義を以て相交はるべき事」「外出の際は、門札所持にて出入致すべき事」「飲酒、吟詩、唱歌、雜戲、一切禁止の事」など、デカ／＼に書いてあるが、中々實行されなかつたやうだ。

といふのは、當時の舎生には、揃ひも揃つて貧乏書生、亂暴書生が多かつたからだ。尤も顯官、富豪の家に生れた大久保利和、巖谷立太郎、大島道太郎氏の如き例外はあつたが、その大部分は、學校から支給せらるゝ僅少の小遣以外、一錢の収入もなき貧書生ばかりであつたから、食ふ事にかけては、餓虎と選ぶ所がなかつたのである。

舎生の一人に、十時虎雄といふ痛快な青年があつた。彼は、舎則なんか眼中にな

いといはんばかりに、飄然として外出し、飄然として歸舎した。大學南校から引續き、寄宿舎の舎長をやつて居たのは井上多久馬(後の文部大臣井上毅)、平田東藏、(後の内務大臣、伯爵平田東助)、丹羽龍之助、内邨良藏、植村彦五郎等の諸氏で、後には九鬼隆一(後の樞密顧問官、男爵)、濱尾新(後の文部大臣、東京帝大總長、樞密院議長、子爵)氏等もやつて居た。

それ等歴代の舎長も、十時の爲めには屢々してやられたのである。歸舎の時間より遅れれば、門札を取りあげられる事は、十時もよく知つて居た。一度門札を取りあげられると、翌日から一步も舎外には出られなくなるばかりか、嚴重な罰則を食はねばならぬ。

そんな時に限りて、十時は舎長室に遊びに行き、盛んに時事談を戦はすのである。舎長といつても、年齢からいふと、舎生と大して違はない青年だから、つい夢中になつて口角泡を飛ばして居るうちに、いつの間にか門札を十時に取かへされてしまふ。

「やア失敬！」といつて、十時が歸つたあとで、「しまった！」と氣がついても、も



う遅い。——こんな事は珍らしくなかつた。

日糖事件の火蓋を切つた長谷川芳之助（後の工學博士）氏なども、惡戯の方では旗頭であつた。

植村彦五郎氏の舎長時代の事である。此の人、惡氣はないが、妙に威ばりたがる癖があつて、舎生の間には評判がよくなかつた。或日長谷川氏が「よし、俺がとつちめてやる」といつて、浴場に入り、入浴中の舎長の側にツカ／＼と寄つたかと思ふと、物をも言はず、股間の一物をグつとしめあげた。

驚いたのは植村舎長である。日頃自慢の謹嚴沈着もどこへやら、目を白黒させて流し場にころがり落ちた。

「やア失敬！」と唯一言悠々として自分の部屋に引きあげた。——此の程度の惡戯なら、いくらやつたか知れないと言はれて居る。

南校の入学には、格別の競争はなかつたが、人によりて運不運はあつた。學問も出来、品行も立派な青年で、選に漏れた者も尠くなかつた。

日本に於ける最古の理學士で、後に札幌農學校長となつた宮崎道正氏もその一人

であつた。

宮崎氏は當時鋒彌といつて居た。越前大野藩の貢進生で、漢學が最も達者であつた。英語もよく出来た。南校のハウス教授が、いつも褒めて居たといふから、相當なものであらう。

それが選に漏れた。落第したのである。

彼は早速、監事の内邨良藏氏に面會を求めて、その理由を訊ねた。

「そんな事はいへない。説明の限りでない。」

内邨は一言の下にはねつけた。

「なぜ出来んですか？」

僕は敢えて南校に執着する者ではないが、何の爲めに自分が選に漏れたか、その理由が分らないから、おたづねするのである。

自分の口からいふのも可笑しいが、僕は未だ曾て不品行を働いた事もなければ、學問だつて、入学を許された諸君に較べて、決して劣つて居ると思はない。それにも拘らず、僕だけ除け者にされたのは、何か理由があるに違ひない。それが伺ひ

たいのです。」

内邨は當惑した。併し弱身を見せてはならぬと思つたから、どこ／＼までも、「理由は言へない、説明の限りでない」で押し通さうとした。

「君は分らん人ですな。僕は何でも入學しなければならんといふのぢやない。唯だ、落第させた理由が聞きたいといふんですよ。何故それが話せないんですか？」

「何故もハゼもないよ。兎に角話すわけにはゆかんから歸りたまへ。」

内邨は最後まで頑強に拒絶した。

「豎子、ともに語るに足らず！」

彼はかう思つて引退つた。

「おい、宮崎、どうした。どうして君だけ落ちたんだけ？」

「僕にもわからん！」といった宮崎は、内邨との會見顛末を詳しく舊友に話した。憤慨したのは、大學南校時代からの學友伊澤修二氏と鳩山和夫（當時は三浦）氏だ。

「けしからん。」

僕達ばかり及第して、君が落第するといふ法はない。

よし、僕達にまかせろ、立派に埒をあけて見せる。」

伊澤、鳩山の兩氏は、早速、校長室に辻先生をたづねて、今度の試験が出たらめであつた事、人選の杜撰なる理由を滔々と述べて、宮崎氏の爲めに再考を促した。頭からごなりつけられるかと思ひの外、先生は幾度か肯づいて、

「いや、よく分つた。有難う。そんな不公平があつたとすれば、直ぐに何とかしなければならぬ。至急調査の上、最善の處置をとるから、本人にも失望しないやう、よく申傳へてくれたまへ。」

いや、御苦勞でした。」

かういつて二人を歸した。

「さすがに校長は分つてるなア。」

「第一内邨なんかとは人間が違ふよ。偉いなア。」

二人は心から敬服した。

「おい、宮崎、安心しろ。辻學長が、至急調査の上、最善の處置を講ずるといつた

から大丈夫だ。大船に乗ったつもりで、海路の日和を待つてろよ。」

「校長がさういつたか。やつぱり校長だけの事はあるなア。」

宮崎氏の合槌には力がこもつた。

數日後、南校の名で、宮崎氏あてに、改めて試験をするから、何日の何時に出頭ありたしといふ通知が来た。

再試験の結果は上乘であつた。みごとにパスした宮崎氏は、改めて南校學生の一人に加へられ、伊澤氏や鳩山氏と肩をならべて、意氣揚々、校門をくゞつた。

### 新學制の頒布

これより先き、大木文部卿は一日も早く、全國を統轄すべき教育制度を布く必要を認め、明治四年十一月、學事視察の爲め、文部大丞田中不二麿氏を歐米各國に派遣すると同時に、下僚を督して専心調査審議の末、漸く成案を得たので、五年八月、はじめてこれを全國に頒布したのである。

新學制は頗ぶる大規模のものであつた。即ち全國を八大學區（後、七大學區に改

む）に分ち、人口六百に對し小學校一つ、人口十三萬に對し中學校を一つ置く計算で、全國を秩序整然たる大中小學區に分ち、これに一つ宛學校を建てさせる外、専門學校や師範學校、その他督學、學區取締から、小學教育費扶助金に至るまで、微細の點までもらす處なく規定されてあつた。

小學校の如きは、尋常科が四年、高等科が四年、都合八ヶ年と定められ、學齡に達した兒童が、何かの都合で就學できない場合には、その旨學區取締まで届出る事になつて居た。

先生の親友で、文部省時代の同僚であり、後に文部大臣となつた男爵久保田讓氏は、明治四十一年十二月十二日、辻先生の授爵に際し、「教育時論」の記者に對し、先生の功績並びに同學制に就いて、左の如く語つて居る。

「抑々我が帝國の教育制度は、實に明治五年の學制を以て權輿となすのであつて、當時の文部卿は故大木喬任伯であつた。而して此の學制は、佛國の教育制度に基つたものであつたが、實際之を取捨して我が國情に適せしめ、且つ之を我が國の制度に作成し、之を實施したのは辻男の功勞與りて大なるものがある。」

學制は詔勅、學制第一編——總則、同第二編——細則の三部から成立して居るのであるが、詔勅は我が國教育制度の根本であつて、今日これを捧誦するも、尙ほ大いに勉めざるべからざる事が多いのである。

## 詔勅

人々自ら其の身を立て、其の産を治め、其の業を昌にして、以て其の生を遂ぐる所以のものは、他なし、身を修め、知を開き、才藝を長ずるによるなり。而してその身を修め、知を開き、才藝を長ずるは、學にあらざれば能はず。是れ學校の設ある所以にして、日用常行言語書算を初め、士官、農商、百工、技藝及び法律、政治、天文、醫療等に至るまで、凡そ人の營むところの事、學に非ざるはなし。人よく其の才あるところに應じ、勉勵して之に従事し、しかして後始めて生を治め、産を興し、業を昌にするを得べし。されば學問は身を立つるの財本ともいふべきものにして、人たるもの、誰か學ばずして可ならんや。夫の道路に迷ひ、饑餓に陥り、家を破り、身を喪ふの徒の如きは、畢竟、不學よりしてかゝる過を生ずるなり、從來學

校の設けありてより、年を経ること久しといへども、或ひは其の道を得ざるよりして、人、其の方向を誤り、學問は士人以上の事とし、農工商及び婦女に至つては、之を度外におき、學問の何ものたるを辯せず、又士人以上の稀に學ぶ者も、動もすれば國家の爲めにすと唱へ、身を立つるの基たるを知らずして、或ひは詞章記誦の末に趨り、空理虚談の途に陥り、其の論高尚に似たりと雖も、之を身に行ひ、事に施す事能はざるもの少からず。之れ即ち沿襲の習弊にして、文明普からず、才藝の長せずして、貧乏、破産、喪家の徒多き所以なり。是故に人たるものは、學ばずんばあるべからず。之を學ぶには宜しく其の旨を誤るべからず。之に依つて今般文部省に於いて學制を定め、追々教則をも改正し、布告に及ぶべきにつき、自今以後一般の人民（華士族、卒、農工商、及び婦女子）必ず邑に不學の戸なく、家に不學の人なからしめん事を期す。人の父兄たるもの、宜しく此の意を體認し、其の愛育の情を厚くし、其の子弟をして必ず學に従事せしめざるべからざるものなり。

高上の學に至ては、其の人の材能に任かすといへども、幼童の子弟は男女の別なく、小學に従事せしめざるものは、其の父兄の越度たるべき事。

但し、從來沿襲の弊、學問は士人以上の事とし、國家の爲にすと唱ふるを以て、學費及び其の衣食の用に至るまで、多く官に依頼し、之を給するに非ざれば、學ばざる事と思ひ、一生を自棄するもの少からず。是皆惑へるの甚だしきものなり。自今以後、此等の弊を改め、一般の人民、他事を抛ち、自ら奮て必ず學に従事せしむべき様心得べき事。

右之通被仰出候條、地方官に於て、邊隅小民に至る迄不漏様、便宜解釋を加へ、精細申諭、文部省規則に隨ひ、學問普及致候様、方法を設可施行事。

明治五年壬申七月

太 政 官

かくの如く、此の教育勅語は、第一に、學問教育の目的は、其の身を立て、其の産を治め、其の業を昌にして、以て其の生を遂ぐるにありとし、第二に、其の方法は、即ち學に非ざれば能はずとし、第三、其の節目は、日用常行言語書算を初め、士官、農商、百工、技藝及び法律、政治、天文、醫療等に至るまで、凡そ人の營むところの事、學あらざるはなしとて、如何なる事を營むにも、學問の必要ある事を説かせ給ひ、而して從來の學問、教育は其の方法を失し、各人に適切なる事能はざ

りしを以て、第四、文明普ねからず、才藝の長せずして、貧乏、破産、喪家の徒多きゆゑなりとし、第五、學問、教育普及を命じ給ふ。今般文部省に於て、學制を定め、追々教則をも改正し、布告に及ぶべきにつき、自今以後、一般の人民、必ず邑に不學の戸なく、家に不學の人なからしめん事を期す。而して幼童の子弟は、男女の別なく、小學に従事せしめざるものは、其の父兄の越度たるべき事と定め給ふ。回顧すれば、我國の教育に於ては、學制頒布の當初より、既に小學（當初より小學校は八箇年修業）を以て義務教育とし、小學に従事せしめざるものは、父兄の越度なりとし、以て「邑に不學の戸なく、家に不學の人なからしめん事」を期し給ひたるは明かである。

然るに爾來三十六年を経過したる昨年四月より、漸く小學六箇年の義務教育を施行し得るに過ぎざるを思へば、實に恐懼の至りに堪へぬ事である。

況んや、或は詞章記誦の末に趨り、空理虚談の途に陥り、其の論高尚に似たりと雖も、之を身に行ひ、事に施すこと能はざるもの少からず、是れ、今も尙ほ青年教育の一大痛弊たるに於いておや、我國の教育社會は、一大猛省を要すべきことであ

る。

### 學制の要旨

(一) 右の詔勅に基づいた學制に於ては、先づ第一に學區を分ち、之を統ぶるは文部省なりとして、全國を七大學區に分ち、各區に一大學校を置く。

七大學區、本部所在は、第一、東京。第二、名古屋。第三、大阪。第四、廣島。第五、長崎。第六、新潟。第七、宮城。

二百五十六中學區、一大學區を三十二中學區に分ちて、各區に一中學校を置く。人口大約十三萬人。

五萬三千七百六十小學區、一中學區を二百十小學區とし、各區に一小學校を置く。人口大約六百人。

かくの如く雄大なる規模の制度を建てられたのであつて、これを今日に比するに、東京、京都、仙臺に大學本部があつて、分科大學が福岡、札幌に在るの現状は、尙ほ未だ及ばざるものが有る。

又、中學校は、稍々匹敵するもので有るけれども、人口に比例しては矢張り及ばぬのである。乍併人口大約十三萬人に一中學校、人口大約六百人に一小學校を置くと云ふ事は、果して其の當を得たるか如何。これは一の問題たるものである。

(二) 次に督學機關として、地方督學は、「學區取締」と稱し、一中學區に十名乃至十二三名を置き、地方官が之を任命することとし、大學には督學局が有つて、「本省の意向を奉じ、地方官と協議し、大區中の諸學校を督し、及、教則の得失、生徒の進否等を検査し、論議改正する事あるべし。」といふのが其の職務であつて、而して地方官廳にも學務掛のあつた事は勿論である。

(三) 學校の種類は、  
イ、小學校をば

尋常小學(今の尋常小學校に非ずして、普通の小學校の義、上下二等各四年修業) 女兒小學、村落小學(教則を省略して教ふるものにして或は年已に長じたるものも、生業の暇、來學せしむ。是等は多く夜學なるべし) 貧人小學、小學私塾、幼稚小學(幼稚園) 庶人學校等。

ロ、中學校をば二等とし（下等中學は十四歳より十六歳まで。上等中學は十七歳より十九歳まで）上等中學、下等中學、工業學校、商業學校、通辯學校、農業學校、諸民學校、（之は今日の補習學校の如きもの）

ハ、大學は高尚なる諸學の専門科の學校であつて、理學、文學、法學、醫學。以上の外に、尙ほ師範學校があるのである。

（四）而して又、「生徒には學資給與の制ありて、「生徒の内、學業鋭敏、後來大成すべきの目的あれども、學資を納る事能はず、及び其の衣食を給する事能はざるものには、費用を給貸する事あるべし。但し、成業の後、年割を以て之を償ふとも、或は官に奉事して使役を受くるとも、命に隨ふべきの證書を出さしめ、年限を定め、其の費用を貸與す」（五十二章）とし、貸給年限を二年、三年、五年の三等とし、一人一年分百二十兩（授業料は此の外）を貸給する制にして、全國千五百人を定員としたのであつて師範學校の生徒も、此の定員内より別に選定することゝした。

次に海外留學生は、初等、上等の二級とし、初等留學生をば中學卒業生より、上等留學生をば大學卒業生より選ぶ事とし、初等は五個年、上等は三個年を通常の留學年限とし、初等の定員は百五十人、上等は無定員なれども、三十人以下とし、官費留學生にありては、初等留學生の學資は初二年九百弗、後三年千弗、上等留學生の學資は千五百弗乃至千八百弗とした。

（五）小學校の教育を普及ならしめんが爲めに、學區補助金の設けがあつて、當分の内、人口一萬人につき九十圓、全國總額二十九萬三千五百二十七圓餘とし、之を地方廳に委託して、

イ、學區積金の補助

ロ、俸給の補助（學區、貧にして小學教師を聘する事能はず、官より之を遣はす時の俸給の補助、學區取締給料の補助）

ハ、貧生の授業料補助

ニ、營繕設備品費の補助

に用ゆるも、各地方額金五分を引き去り、積み置きて、師範學校卒業生の俸給補助に用ゆることゝした。これは正則の教師に相當なる俸給をば、各小學區にて支出し難いに由るのである。

(六) 以上は學制第一編中、其の主要なる條章の大要であるが、明治初年に、かくの如き大規模の教育制度を立てたのは頗ぶる敬服すべきことであつて、第一に當時の政府は、全歳出が五千萬圓位の内、文部省の經費は二百萬圓もあつた。然るに本年度(明治四十二年)の文部省所管歳出は、政府全歳出の百分の一餘であるが、彼の時には百分の四に當つて居たのであつて、これは當時の責任者に大木文部卿、江藤文部大輔の如きがあり、かつ現大隈伯(後の侯爵)の如きも、大いに文教に力を添へられたからではあるが、誠に多とすべき事である。

第二に、當時、頭に立つものは、多くは、和漢學の修養こそありたれ、洋學に至りては、民間に福澤、中村氏等の私塾が有つたに過ぎなかつた。然るにかゝる雄大なる教育制度を創立して、明治四十二年の今日に比しても、尙ほ勝る所のあつたのは、誠に敬服すべき事であつて、此の點に於て、辻君の力、最も多きに居るのである。〔明治四十二年一月五日發行「教習時論」による。〕

此の學制は、後、數回に亘つて改正されたのであるから、無論完璧のものではなかつたに違ひないが、兎に角これによりて全國の教育は、やゝ完全に、一令のもとに統轄されたのみならず、一般國民の義務教育の精神まで、立派に確立されたのであつた。

こゝに於いて政府では、從來各藩で勝手に設けてゐた外國語や、醫學藥學等の如き、専門學校類似のものには、總て閉鎖を命じ、改めて學制の各條項によつて、設置認可を得させる事とし、普通教育の方面では、各地方長官に嚴達して、本案の實施を督促した。實施の成績は頗ぶる良好であつた。

一例をあぐれば――

當時、全國を通じて、小學校と稱し得るものは殆んどなかつたのが、その翌年(明治六年)になると、公私立を合せて一萬二千五百五十八校が設立され、明治十一年には、更に倍加して二萬六千五百八十四校を算するに至つたのである。

従つて、學齡兒童の就學歩合の如きも、明治六年には、百人中、男女平均二十八人強といふ驚くべき高率を示し同十一年には、それが倍加するといふ勢ひ、學制實施の成績は、實にめざましいものがあつた。(此の一項「帝國教育會五十年史」による)



新學制實施の必要から、先生は、五年九月十四日付を以て文部省出勤仰付けられ、更に第一大學區大學設立掛、第一大學區第一番中學々長兼勤を命せられた。

その結果、南校の學生は、全部第一番中學の學生となつたが、翌六年十月、更に内容を充實して開成學校と改名、はじめて歐米諸大學の分科制度を模放し、法學部、理化學部（以上英學部）、諸藝學部（佛學部）、鑛山學部（獨逸學部）等の各部に分け、學生の希望によりて、それ／＼部屬を定めたのである。

當時、上級生としては法學部に鳩山和夫、小村壽太郎、菊地武夫、齋藤修一郎、穂積陳重、岡村輝彦等の諸氏、理化學部には長谷川芳之助、杉浦重剛、南部球吾、原口 要、平井晴二郎、松井直吉等の諸氏、諸藝學部には古市公威、櫻井房記、寺尾 壽、鑛山學部には安東清人、和田維四郎等の諸氏が居た。いづれも今日から見れば錚々たる秀才揃ひで、彼等の意氣もまた頗ぶる旺んなものであつた。

第一番中學々長を兼務する事半ヶ月、先生は再び本省勤務を命せられ、教部省事務兼勤。六年三月には教則改正掛、四月には文書局兼務、六月には第三、第四、第五大學區督學事務兼勤、七月、文部省五等出仕（太政大臣從一位三條實美宣、大内

史正五位土方久元奉）、十月、開成學校の開校式舉行の際は、御用掛として、滞りなく其の任務を果たした。

開業式當日（十月九日）には、天皇陛下、大臣、參議、各省長官等を從へて御親臨あらせられ、親しく生徒の「法律の起原」と題する英語講演、及び理學の實驗を天覽遊ばされた。

#### 最初の御前講演者

其の際、最初の御前講演の光榮をかち得た者は、法學部の齋藤修一郎氏であつた。此の人。晩年は頗ぶる不遇であつたが、文部省第一回の留學生として渡米、歸朝後は外務省に入り、井上侯の知遇を得てト／＼拍子に出世し、後、農商務次官として大いに羽振をきかしたものである。

理學の實驗をお目にかけたのは理化學部の長谷川芳之助、杉浦重剛、南部球吾の三學生であつた。

その時の實驗は、針金を場の一方より一方に架し、それに吊せる馬蹄形の磁鐵が、

分銅を吸引する状態と、電氣を絶縁すると同時に、その分銅が直ちに磁鐵から、脱離する状態を示すにあつたが、分銅が床上に落ちる際、非常な音がするので、萬一、陛下を驚かし奉るやうな事があつては畏れ多いから、あまり大きな音のしないやう、豫じめ床上に臺を設けたらよからうと、學校當局から注意があつた。

「併し、苟くも理學の實驗を御目にかけるのに、その結果が判明しないやうでは、實驗の意味をなさぬ。

それが爲めに、萬々一、陛下を驚かし奉るやうな事があつても、不敬にはなるまいと思ふがね」

「同感だ。たとひ學校當局が何といはうと、吾々は純眞なる學徒として、所信を實行しようぢやないか。」

三人は相談の結果、受持教師のウキードルに對し、今日の實驗には一切助言しないやうに頼んで置いて、いよ／＼實驗にとりかゝつたのであるが、分銅離脱の刹那にも、陛下には泰然として、少しもお驚きになつた御様子はなかつたが、陪官の大官連の中には、驚愕のあまり、思はず顔色を失つた人も尠くなかつた。無論、學生

には、何のお咎めもなかつた。

越えて十一月の二十九日には、皇后陛下の行啓があつた。その時にも齋藤修一郎氏が、法學部生徒一同を代表して奉迎の辭を奉つた。

法學部豫科第一級生徒齋藤修一郎、頓首百拜謹言。

先に當校開業の日、

天皇陛下、親臨あらせられ、臣

天顔に咫尺し、法律の起源を講明するの恩を蒙り、未だ幾くならず、今復

皇后宮の行啓に際し、

玉顔を拜するを得、

天恩高大、臣の光榮何ものか之に過ぎん。

夫れ開化の源は教育に在り。故に

天皇陛下、意を學政に鋭にし、天下を分ちて七大區とし、普く中小の學を起さしめ、皇國億萬の民をして教育の緒に就かしめんとし、而して皇后宮、心を内助に盡し給ふは、實に古來未曾有の盛事と謂はざるべけんや。夫れ女子は天資柔弱にして、其

の材力、或は男子に及ばざるが如しと雖も、世界萬國中、才智英明、男子に超絶するもの枚擧に遑あらず。古昔、英國女王エリザベスの如き、是なり。此の女王、天質聰明睿智にして、英國四十餘年の泰平を致し、天下後世、皆之を稱せり。今皇后宮

天皇陛下を賛け、國民を文化に導かんとし、首に此の開成學校に行啓し親しく學科を  
上覽し給ふ。伏して願はくば、教化益々開け、皇國をして萬國の上にあらしめん事を。

今から見ると、措辭も文章も随分亂暴だと思はれるが、當時はそれでもよかつたと見える。

### 海外留學生運動

開成學校長は畠山義成氏であつたが、その後で、一時、辻先生が、開成學校事務取扱を命せられた事がある。辭令は七年の二月十七日付で、翌十八日には外國語學

校長事務取扱兼勤を命せられて居る。同年四月二十日付で解任になつて居るから、まる二ヶ月許りの間に過ぎなかつたが、先生がいかに南校及び開成學校の生徒間に人望があつたかは、次のエピソードによつても知る事が出来る。

それは明治七年の秋の一日である。

開成學校の上級生が四五人集つた席上で、誰がいひ出すともなく、

「いつまで内地でグズ／＼して居るよりも、海外に留學して、一つ、ウンとやつて見たいものだなア」といふ話が出た。

その席には、齋藤修一郎氏も居た。小村壽太郎氏も居た。

「賛成々々。もう吾々は卒業だよ。南校、開成學校と、學ぶだけは學んだし、吸収されるだけの知識は吸収した。これからは仕上げだよ。仕上をするには本場に限る。一つ皆で大いに海外留學運動を起さうぢやないか。」

一同は手を拍つて賛成はした。

賛成はしたものの、海外留學には多額の學資が要る。貧乏書生には、その金の出所がない。彼等は思ひ／＼に先輩、知己をたどつて躍起運動をはじめたが、中々、

おいそれと話に乗つてくれる篤志家は居ない。

「おい、出来さうか？」

「駄目々々。同情者には、金がなく、金持には時勢を見る明がない。」

寄るとさはると、悲憤慷慨だ。

それでも彼等は、あきらめたとはいなかつた。やれないとなると、一層やりたくなるのが人情だ。

中にも熱心だつたのは、齋藤修一郎、菊地武夫、小村壽太郎、長谷川芳之助、古市公威の諸氏であつた。

彼等は、ひまさへあれば一緒に集つて、相談した。併し、これぞといふ名案の持合せは、誰にもなかつた。結局彼等は思ひ／＼に運動するより外に途はなかつたのである。

古市氏の如きは、學生としてできるだけだけの運動は何でもやつた。知合の豪商を訪問して、借金運動もやつて見た。外國船のボーイも志願して見た。政府要路の役人にも泣きついて見た。併し一つとして成功しなかつた。

「最後の手段として、一つ辻先生にお願いして見よう。先生なら多年の恩師で、理解もあり、同情もある人だから、きつとよい思案を授けてくれるに違ひない。」

さう思つて、一日、辻先生を訪問して、つぶさに衷情を訴へた。先生は三十三歳、文部省の學校課長を勤めて居た頃で、古市氏は二十一歳、一個白面の青年であつた。

「政府から留學したいといふんだね。」

「さうです。他に方法はないんです。」

「時期が悪いな。もう少し待てんかね？」

「待てない事もないですが、出来るなら一日も早く出かけた方がいいんです。」

「それは尤もだ。君達の心持は僕にもよく分つて居る。行きたからう。一日も早く行きたからうが、生憎、時機が時機なんだよ。」といつて、先生は腕を組んでちつと考へこんだ。

時機が時機——それには理由があつた。

維新前後から明治六七十年にかけて、藩又は政府から派遣された海外留學生は、伊藤博文、井上馨、森有禮、高橋是清、鈴木知雄、林董、外山正一の諸氏をはじめ、

百人足らずもあつたが、留學生の數が増加するに従つて墮落者の數も殖え、目的の勉強をよそにして遊蕩にふけり、日本國民の信用、聲價を傷けるやうな不心得者もポツ／＼出て來た。

それ等留學生の費用は、廢藩置縣の結果、全部政府の負擔となつたので、政府では、眞面目な學生は兎も角、放蕩費までつゞける事はできんといふので、六年の末、特に九鬼隆一氏を歐米諸國に派遣し、留學生の行狀を調べさせて見ると實に想像以上の醜態が多いので、斷然、留學生に對する送金をやめてしまつたのである。

最初、政府の意見では、事に托して留學生全部を歸朝せしめ、その中から、學力、品行共に優秀なる人物だけを選択して、改めて留學を命ずる筈であつたが、鼻息の荒い彼等の事だから、一度や二度の歸朝命令では、中々オイソレと歸つて來まい。それよりは玉石共焚、學資の供給を斷つにしかすと、さてこそ一刀兩斷の舉に出たのである。

### 舊師として忠告

時機が時機——先生が首をひねつた理由はそこにあつた。

けれども、外ならぬ可愛い教へ子の切なる望みである。先生としては、何とかして彼等の思ひをかなへてやりたい——

先生はいつた。

「これは文部省の役人としていふのぢやないよ。君の舊師として、辻一個人としていふんだよ。此の運動は一人ぢや駄目だ。一人々々で運動したんでは、いつまでたつても成功の望はない。五人なり十人なり、政府當局が認めて、この男ならばといふ保證つきの連中だけ集つて運動したまへ。いゝかい。あくまで一致協力、目的の貫徹に努力したまへ。僕もかけながら力添へしてあげる。」

古市氏は涙を流して喜んだ。心から恩師の好意を感謝して、くれぐれもよろしくお願ひしますと言ひ添へて、大急ぎで寄宿舎に歸つた古市氏は、早速、同志である小村壽太郎氏の部屋を訪づれると、小村氏は布團をかぶつて寢込んでゐる。長谷川氏の部屋に行つて見ると長谷川氏も寢こんで居る。

「おい、どうしたんだ。今日は日曜ぢやないか。しかも日本晴れの小春日和だ。ど

「こか悪いのか？ 病氣か？」

「さにあらずだ！」と小村氏が答へた。

「小遣錢がなくて、どこへも行けないんだ。こんな時には籠城に限るよ。」

「何だ！ その爲めのふて寝か。ワツハツくく。」

おい小村。いゝ話がある。僕の部屋にやつて来いよ。」

「何か御馳走でもあるのか？」

「卑しい事をいふな。もつとくゝいゝ話があるんだよ。」

小村氏はしぶく起きてやつて来た。つゞいて長谷川氏もやつて来た。

そこで古市氏は、辻先生との會見顛末を詳しく話して、是非一緒に猛運動をやらうぢやないかと提議すると、二人も双手をあげて賛成の意を表した。

「善は急げだ。取りあえず五人を選ぼう。誰と、誰とにするか？」

「齋藤修一郎はどうか？」

「賛成！」

「もう一人は誰にする？」

「安東清人はどうか？」

「異議なし。早速、實行運動にとりかゝらう」

電報は箱根の齋藤氏に飛んだ。齋藤氏はその頃少し健康を害して、箱根温泉で静養してゐたのである。

電報をつかんで飛んで歸つた齋藤氏は、

「辻先生がさういふならやらう！」

安東氏は獨逸學部の學生で、學識拔群の譽れが高かつた。古市氏が、特に此の人をメンバーに加へた理由もそこにあつた。

運動が具體化するまでは、事を秘密にするといふ相談であつたが、匿すより現はるゝはなしで、いつの間にかそれが全學生の話題にのぼり、五人組といふ代名詞さへ出来たのである。

爾來、五人組は熱烈なる運動を續けた。時には百事を抛擲して、目的の貫徹にとめた。

建議文も提出した。當路の役人を片ツばしから訪問して嘆願もした。或土曜日の

午後、長谷川、齋藤の兩氏が、時の文部大輔田中不二麿氏を芝伊皿子の邸に訪問したが、面會を謝絶されたので、長谷川氏は、その晩品川の妓樓に一泊して、翌日は三回押かけて三度とも失敗したといふ珍談もある。陸軍大演習拜觀を名目に學校を休み、文部省の小松會計課長を訪問して、終日口説いたといふ逸話もある。

誠意は最後の勝利者である。五人組の熱烈なる運動は、次第に政府當路者の心を動かしはじめた。徐々に／＼極めて徐々ではあつたが、彼等の運動には曙光が見えて來た。

「角をためんがために牛を殺すのは愚だ。少數の不心得なる留學生の爲めに、秀才の登龍門を塞くのは、更に愚の甚しきものではないか。」

かういふ議論がポツ／＼當路者の耳にも達するやうになつた。

一旦、玉石共焚で押し切つた文部省も、送金杜絶の爲めに、實際歸朝した者は極めて、少數である事實を認めて、考へざるを得なくなつた。

「爾後、留學生の事務は凡べて文部省で取扱ふ事にし、内地に居る學生中から俊英を選んで毎年若干名づゝ海外に留學させてはどうかだらう。」

かういつた内相談が、時々政府大官の間に持出されるやうになつた。その話が出るたびに、かげになり、日向になつて、昔の教へ子のために、骨を折られたのは辻先生であつた。

### 第一回海外留學生

「絶好のチャンスだ。此の機をはずさず、しつかりやらうせ。」

五人組の運動には更に一段の熱が加はつた。當時、寄宿舎の舎長をやつて居た濱尾新、九鬼隆一兩氏もまた、有力なる同情者、後援者であつた。

彼等の運動は遂に成功した。明治八年七月、いよく／＼開成學校から、若干の留學生を海外に送る事に決定したのである。五人組の得意、歡喜思ふべしである。

文部當局で種々詮考の末、學年試験の成績順により、人選は左の通り決定した。法學部から三名

鳩山和夫、小村壽太郎、菊地武夫

理化學部から三名

長谷川芳之助、松井直吉、南部球吾  
諸藝學部から一名

古市公威

鑛山學部から一名

安東清人

工藝學部（新設）から二名

原口 要、平井晴二郎

以上十名である。

處がこゝに一つの問題が起つた。

人選の中に、五人組の中心となつて働いた齋藤修一郎氏が、菊地氏と席順一番遠  
ひで選に漏れた事だ。

「それちや齋藤が可哀さうだ」

五人組の四人が躍起となつて再び大運動を開始した。

「そんな馬鹿な話ッてあるか。」

文部省が、今回、海外に留學生を派遣する趣旨は、單なる學問修業の爲めではな  
い。識見才略ある有爲の人材を養成し、他日事あるの秋、彼等をして、君國の爲め  
に大いに盡す處あらしめんが爲めである。それに何ぞや人選を席順できめるとは……  
……よろしく人選のやり直しをやるべしだ。」

かういつて濱尾氏や九鬼氏に迫つたのは齋藤氏自身である。彼は自己辯護の爲め、  
鳩山氏の人身攻撃をやつたといふので、一時、友人間に評判が悪かつた。

にも拘らず、五人組の運動が効を奏して、法學部が四人となり、新たに齋藤氏を  
加へて、合計十一人の學生は、文部省の第一回留學生として光榮のスタートをきつ  
たのである。古市氏はフランスに、安東氏はドイツに、あとの九人はアメリカをさ  
して――



## 第五章 文部省時代

## 文部省の辻か、辻の文部省か

明治七年四月、東京開成學校長ならびに東京外國學校長を免せられてから、先生は専ら文部省にありて教育行政に努力した。

その以前明治四年九月、南校事務に従事するの傍ら、町田久成、佐原純一氏等と相謀り、東京神田美土代町四丁目に私立共學舎を起し、英學及び佛學を教授して居た。その後、開成所以來の知己宇都宮三郎氏の設置にかゝる幼稚義塾を合併し、共學舎の附屬事業として經營して居られたが、格別、特記すべき程の事もなかつたやうである。

十月、臺灣征討の爲め設けられた軍事病院と、長崎醫學校との間にゴタゴタが起りかけたので、先生、學校課長として長崎に出張、種々折衝の結果、事なく治まつ

た。九年二月、文部權大丞。十年一月、文部權大書記官、會計課長。十一年二月、學務課長を兼ね。同九月、兼任太政官權大書記官、法政局事務取扱仰付けらる。十三年三月、任文部大書記官、地方學務局長。十四年十月、普通學務局長。十八年二月、内記局長、學務二局長兼務。同十二月、文部大臣官房長、學務局長兼務。十九年三月、文部次官に任せられた。

爾後、先生は、明治二十五年十一月、持病の爲め職を辭するまで、約二十年間、(明治元年より數ふれば二十五年)終始一貫して文部行政に關係されたのである。

其の間、先生が長官として事へた人々は、山内知學事、松平大學別當、江藤文部大輔、大木文部卿、田中文部少輔、木戸文部卿、田中文部大輔、西郷文部卿、寺島文部卿、河野文部卿、福岡文部卿、大木文部卿、森文部大臣、大山文部大臣、榎本文部大臣、芳川文部大臣、河野文部大臣の多數に及び、省内の事、大小に拘らず、先生の關係しない事は殆んどなかつたので、一時「文部省の辻」か、「辻の文部省」かとまでいはれた位であつた。

その間、重なる事績は、前記の外に、

## 一、教則の編成

明治五年八月頒布された學制中、小學校教則並に中學教則略の編成、創定に參與した。

明治六年三月、教則改正掛を仰付けられ、法學校、理學校、工業學校、諸藝學校、鑛山學校及び外國語學校等の教則を編成した。

同十三年十月、教則取調掛長を命ぜられ、十四年五月には、小學校教則綱領を、同七月には中學校教則大綱を、同八月には師範學校教則大綱を編成した。

## 二、教育令の制定

明治五年八月頒布の學則は、やゝ干涉に過ぎる嫌ひがあると云ふ説が出て、明治十年頃から、再び學制改正の議起り、省内で鋭意調査中であつたが、十二年の初、漸く成案を得たので、太政官に提出、五月、元老院の議定に付せられた。先生、専ら其の立案、取調に當れるの故を以て、内閣委員を命ぜられ、之が説明の任に當つた。その結果、同年九月、從來の學制を廢し、新たに教育令を公布された。前の學制は、大體、佛國の學制に據り、米國の教育を參考として作りあげたものであるが、

今度の教育令は、田中不二麿氏が、親しく米國の制度を見て來て、専らそれによりて作りあげたものだけに、前者とは大分その趣きを異にして居た。

田中氏は、劃一的、中央集權的教育制度の反對者で、強制的の學制はいけない、小學校の如きも、よろしく其の地方々々で適宜の措置に任せるがよいといふ趣意で、大綱だけを規定して、あとは地方々々の任意とした。即ち、資力のない村では、必ずしも學校を新設しなくても、巡回學校の制を設ければよろしい。又、兒童の就學期間——義務教育期間も十六ヶ月で十分だ。それ以上は父兄の任意で、もし家庭に於いて教育する事が出来れば、必ずしも學校に通學させるには及ばぬといったやうな極めて自由放任の制度であつたから、いよく之を實施して見ると、弊害續出却つて學事退歩の傾向さへ見えて來たのである。

即ち地方によりては學校教育を縮少し、折角起工中の校舎の建築まで中止するといふ有様となつたので、これでは地方教育の荒廢を來す虞れがあるといふ議論が、漸次勢力を得て來たので、政府でも捨て置かれず、明治十三年二月、田中文部大輔を司法卿に轉任せしめ、新たに河野敏謙氏を文部卿に任命し、その善後策を講せし

めた結果、三度び教育令の改正を行ひ、元の強制的、中央集權的學制の精神を復活せしめる事にしたのである。

それが明治十三年十二月の改正教育令で、續いて、翌十四年、その附則たる教則大綱を發布し、中學校、小學校の教科課程、教授要目、毎週教授時數等を明示し、それ以上は文部卿の許可を要する事とした。

此の改正により、小學校の課程は、初等科三年、中等科三年、高等科二年の三段となり、修學年限は、三年乃至八年と定められ、三年の課程を終らざる者は、毎年必ず十六週間以上の就學義務を負はされる事になつたのである。

かくして一時籠のゆるんだ教育界も、漸く常態に復し、小學校、中學校の教則大綱によりてグツと引締められたが、これは單に明治十二年に發布された教育令の反動といふばかりではなく、當時の時勢から見て、もつと深い意味があつたのである。

### 世相と改正教育令

此の事に關しては「帝國教育界五十年史」に「世相と改正教育令」と題し、當時

の事情を詳らかにしてある。曰く、

當時は自由民權論の最も盛んなる時であつた。そのうちには、佛國輸入のものが最も多く、西園寺公望侯、松田正久氏等は、佛國歸りの新知識を以て「東洋自由新聞」を發行し、中江篤介「號兆民」等も、亦盛んに佛蘭西學を奨勵し、ルツソ一の「民約論」を出して此の氣勢を煽りたてたので、一般の民衆も自由とか民權とかいはぬと、何だか時勢に後れたやうな感じをさへ抱くやうになつた。

此の歐化急進的傾向は、單に自由民權論のみ現はれたのではなく、當時の學問、思想、教育及び其の他一般社會の生活にまで、極端なる西洋心醉主義が入り込んで來て、日本古來の風俗習慣まで忌み嫌ふやうな傾向さへ現はれて來たのである。

されば、これまで頒布された學制も、教育令も、要するに歐米の教育制度をそのまま、鵜呑みにしたものであつて、我國の實情に合せて拵へたものではなかつた。教科書の如きも、歐米諸國に行はれた讀本や、教科書を翻譯したもので、甚しきに至つては、基督教の教義を書いたものを、そのまま、修身教科書として用ゐて居た處さへある。

滔々たる世の風潮はかくの如くであつたが、しかしこれに對する反動的傾向も亦、明治十一年頃から、相當著しく表面に現はれて來た。所謂佛國張りの天賦人權説が、一世を風靡しつゝある一方には、加藤弘之氏の「人權新説」の如き反對論が盛んに讀まれ、日本人の立場から、世界の進歩と現實の日本とを見て、徐ろに之を進めて行かうとする日本主義、即ち當時の所謂中正穩健なる思想であつて、その代表者は、太政官政府のうちにも、民間にも相當あつたのである。

その中正穩健なる運動の、教育方面に現はれたのが、即ち明治十四年五月の教則大綱であつた。

だから、此の教則大綱に於いては、各學年、殊に修身、歴史、讀本等の學科に就いて、我が帝國の精神に基づき、其の目的及び授業法等に關する大體の要目を揚げて、教師をしてその據るべき所を誤らしめぬやうにすると同時に、教科書の取締を嚴にし、改正教育令と共に文部省布達を以て「國安を妨害し、風俗を紊亂するが如き事項を記載せる書籍を採用せざるやう、豫ねて注意致すべきこと」を嚴達した。

續いて、明治十四年四月、文部卿河野敏謙氏は農商務卿に轉じ、元老院議官福岡孝弟氏が、新たに文部卿となるや、小學教師の爲めに、新たに「小學教員心得」なるものを發布した。

此の「教員心得」は、十六ヶ條より成り、劈頭、

「今夫れ小學校教員其の人を得て、普通教育の目的を達し、人々をして身を修め、業に就かしむるに非ずんば、何に由つてか尊王愛國の士氣を振起し、風俗をして淳美ならしめ、民生をして富厚ならしめ、以て國家の安寧福祉を増進するを得んや。」と、痛快にその趣旨を宣明してある。

次に師範學校を卒業せざる者の教員資格に就いては、一定の學力檢定を行つた上その合格者に免許狀を授與し、正教員は凡べて訓導と稱せしむる事にした。

更に、明治十六年には、一般教員の學力を向上せしむる爲め、各地方に於いて講習會を開く事を獎勵してゐる。

當時の文部省は、殊に、教員に對して深甚なる注意を怠らなかつたが、猶ほこれを以て足れりとせず「學校教員品行檢査規則」を設けて、不品行なる教員の處罰

法を定め、また教育會の行動をも監視する方針を以て、明治十四年六月、文部省布達を以て、教育會開設又は開會の際は、一々本省に届出づべき事を嚴達したのである。

「府縣（又は町村）に於て、學事に就き諮詢攻究の爲め、教育會を開設せんとするものは、其の規則等を具し、可伺出、且つ右開會の都度、議事の顛末可届出、此の旨相達候事。但し從來開設せる者も、本文同様、可心得事。」

これが全文である。

この布達は、單に教員の政治運動への参加を惧れたばかりではなく、かゝる混沌たる世相の下に於いて、一般教育者及教育會をして、その嚮ふ所を誤らざらしめんとするには、常に嚴重なる監督を要すると考へた結果である事は、以上述べて來た處の多くの事實によつて明かに看取される。

### 帝國大學令

三、帝國大學令である。

明治十八年十二月、政府は、憲法發布、國會開設の準備として、從來の太政官、各省卿の制度を改めて内閣、各省大臣を置く事となり、第一次伊藤内閣が組織さるゝや森有禮氏が新たに文部大臣として任命された。

「女房役の次官には誰がよからう？」と、種々詮議の結果、特に先生が拔擢されてその任に就き、總務局長を兼ねる事になつた。

森氏は、その性行の上に多少の非難はあつたが、兎に角、歴代文相中の傑物であつた。氏は、文部大臣に就任するや、同省御用掛時代から計畫してゐた教育制度全體に亘る大改革を斷行した。

森氏は、閣員中にも相當勢力のあつた人で、閣議でも、氏の意見は大抵通つたといはれて居る。その代り頗ぶる専斷主義の人で、女房役の先生も、氏のためには可なり苦勞もさせられたが、それだけ仕事のしほえもあつた。

森氏ののこした置土産は、明治十九年三月に發布された帝國大學令である。氏は、その大學令の第一條に於いて、先づ大學の目的は、國家に樞要なる學術を授け、その蘊奥を究めしむるにある事を明らかにし、續いて師範學校令、小學校令、中學校

令等を發布した。大學を除くの外は、總べて尋常、高等の二階段とし、教科書檢定から、各教科の内容に至るまで、悉く政府の定めた規定に據らしむる事にした。諸學校をして兵式體操を正科として行はしめたのも此の時である。我が國の教育は、こゝにはじめて西洋の直譯、借物でなく、眞に我が國情に應じて造りあげた、教育方針の一貫した學制系統の上に置かれるやうになつたのである。

森氏は、かくして、極端なる國家主義の教育を實現し、教育の力によりて遺憾なく中央集權の實を擧げようと努力する一方、當時の時代思潮たる歐化主義の陣頭にたつて、お茶の水女子高等師範の生徒にダンスを獎勵したり、小學校に外國語を課したり、いろんな新しい試みをやつたので、少からず世間の誤解を招き、遂に業半ばにして、明治二十二年二月十一日、憲法發布の當日、刺客のために斃れたのは、惜しむべき事である。

先生は、それ等凡ての計畫、編成、立案、創定、發令に關與したのである。明治五年八月頒布の學制にも、明治十二年九月發令の教育令にも、明治十三年十二月の改正教育令にも、どれ一つとして先生の出ない幕はなかつたのである。もし此の事

實から、先生を無定見無方針の人物として攻撃する者があつたら、それは大いなる誤りである。なせなれば、先生の立場はどこまでも吏僚であつて、長官ではなかつた。文部大書記官であり文部次官であつて、文教の大元締である文部卿又は文部大臣ではなかつたのである。内閣が代れば大臣も代はる、大臣が代れば方針も變る。これだけは、事務官又は女房役の次官には、如何ともする事ができないからだ。

明治二十年には教科用圖書檢定規則を改正し、又學位令を制定、其の細則を定めた。

翌二十一年には、尋常中學校の學科に改正を加へ、二十三年には、十六年二月以來、編纂中の「日本教育史資料」を完成、之を印刷に付した。

同年十月三十日、辱くも教育に關する勅語を下し賜はつたので、その謄本を全國公私學校に頒布し、聖旨を奉戴して苟くも悖る事なきやう訓令を發した。

#### 教員退隱料と遺族扶助料

四は教員退隱料及遺族扶助料の制定である。

同年、小學校令、地方學事通則、市町村立小學校教員退隱料及び同遺族扶助料法、府縣立師範學校長俸給、並に公立學校職員退隱料及び遺族扶助料法を公布した。此の法令が出来あがるまでの先生の苦心といふものは非常なもので、小學校並に公立學校の教職員をして後顧の憂なからしむる爲め、最善の努力を拂はれたのである。先生が、後年、仁壽生命保險會社の社長に就任するや、普通保險會社の最低契約が百圓であるに拘らず、仁壽のみは、毎月十錢掛け、三十圓程度の契約を結び、月掛け以外にも五十圓といふが如き低額の保險契約を開始し、特に薄給の小學校教員をして之に加せしめたのも、全く教育者をして、安心して其の職責を盡さしめんとする創意に外ならなかつたのである。

明治二十四年には、小學校教則大綱、小學校設備準則、私立小學校代用規則、幼稚園、圖書館、盲啞學校、其の他小學校に類する各種學校及び私立小學校に關する規則、小學校教員檢定に關する規則、小學校教科用圖書審査に關する規則、尋常中學校設備準則等を定め、同二十五年には、市制町村制を施行せざる地方の小學校教育規程及び文部省外國留學生規程を公布し、又、尋常師範學校の學科を定め、教科

用圖書檢定規則中、改正追加をなし、小學校教員檢定規則中に改正を加へた。

以上は、凡べて先生在職中に立案され、處理されたもので、公平無私の立場から終始一貫、教育界の爲めに盡された功勞の一部分に過ぎないのである。

#### 五、學事諮問會

明治十五年十一月、文部省では、各府縣の學務課長を召集して學事諮問會を開設した。先生、其の幹事を命ぜられ、議長として盡瘁した。

#### 六、教員檢定委員長

明治十八年一月及翌年二月には、中學校、師範學校教員免許學力試驗委員長を、二十年五月及び二十三年五月には、尋常師範學校、尋常中學校、高等女學校の教員檢定委員長を仰付けられた。

#### 七、政府委員及び審査部長、委員

明治十二年五月、教育令布告案を元老院議定に付せらるゝに付、内閣委員仰付けられたるを最初に、同委員たる事五回、明治二十三年より五年に亘り、帝國議會に政府委員たる事三回、博覽會の審査委員又は部長、評議員たる事四回、明治十四年

六月には農商工上等會員を、明治二十一年九月には臨時全國寶物取調委員を仰付けられた。

文部次官を辭す

明治二十五年十一月十八日、先生は、病氣の爲め、左の辭表を上つた。病氣は慢性リウマチスで、多年の劇務と無理押しの祟り、一時は起居にさへ不自由を感じる程であつた。

新 次 儀

近來持病ノ癩麻質斯症相募リ劇務に不堪候間恐懼之至に候得共本官御免被仰付度醫師診斷書相添此段相願候也

明治二十五年十一月十九日

文部次官 辻 新 次

内閣總理大臣 伯爵 伊 藤 博文 殿

診 斷 書

辻 新 次

右ハ慢性癩麻質斯病ニテ醫療致來候處該症依然目下増進之虞も有之疾況ニ相見ヘ候ニ付此際劇務ヲ避ケ尙加養可然  
右診斷仕候也

主治醫 小林 恒 剛

時の文部大臣は河野敏謙氏であつた。深く先生の辭任を惜しまれたが、事情止むを得ずと認めて、同十一月二十四日付、依願免本官の辭令と共に特旨を以て位一級を進められ、正三位に陞敍された。明治元年、はじめて明治政府により、開成所教授試補を命せられてより二十五年、明治四年、大學を廢し文部省を置かれた結果、四月、文部省出仕、文部權少丞兼大助教に任命されてから、丁度二十二年になる譯だ。

先生辭職の事世間に發表せらるゝや、朝野痛惜、女子高等師範學校では、早速左の謝辭を贈つて其の功勞を頌した。



女子高等師範學校一同ノ者ハ此度前文部次官辻新次君ノ辭表ヲ允許アラセ  
ラレテ同君ガ任ヲ離レラレタルヲ惜マザルコトヲ得ズ同君ノ勤務中我ガ學  
校ノタメニ直接間接ノ勞ヲ執ラレ教育事務ノ進歩ヲ助ケラレタルコトハ吾  
曹ノ深ク謝スル所ナリ

吾曹ハ同君ノ健康ト繁榮トヲ望ミ又同君ノ朝ニ在ルト野ニアルトヲ論セズ  
永ク従前ノ交誼ヲ繼續セラレンコトヲ望ム

右一同ノ者ニ代リ

女子高等師範學校長從三位勳二等

細川潤次郎白ス

翌二十六年一月、同様の意味で、東京音樂學校から、左の唱歌を贈られた。

た	か	き	い	さ	を	文學博士	黒川	直	頼	作	歌
た	か	き	い	さ	を	山	勢	川	直	頼	作
た	か	き	い	さ	を	山	勢	川	直	頼	作
た	か	き	い	さ	を	山	勢	川	直	頼	作

ねにもしるらん      ねにもしるらん      いとたけの

明治二十六年一月

東京音樂學校職員奉之

### 先生の美德

文部省時代の辻先生に就いては、多年、先生の部下又は同僚として、親しく文部  
行政にたづさはられた男爵久保田讓氏が、左の如く述べて居られる。

「予が初めて文部省に出仕したのは明治五年であつた。以來、予は、殆んど二十年  
間文部省に在勤し、辻男の後進として、或は其の指導を受け、或は其の監督の下に  
職務を執つた。而して明治五年から十三年まで八年間は、辻男の部下の一人であつ  
た。

それから十八年迄五年間は、辻男は局長、予は其副長として男を助け、十八年か  
ら二十五年迄の七年間は、男は次官、予は其の局長として監督を受けたが、二十五  
年の十一月、辻男が退官せらるゝに及び、予は其の後を襲うて文部次官となつたの

である。

かくの如く予は、長い間辻男と同じ役所に奉職して居たのみならず、私的交際も亦甚だ親密な間柄であつたから、公人としての辻男も、私人としての辻男も、最もよく知つて居る積りである。

辻男の人となりについて、予の常に敬服して居るのは、勤勉、緻密、寛大の三大美德である。而して、男が授爵の光榮を得られたのは、これに加ふるに、其の學識及び健康を以てせられた事にあると思ふ。

辻男の健康は非常なもので、文部省で一緒に暮した二十年間、予は男が缺勤された例を知らない。たゞ何年頃であつたか、リウマチス病の爲に一二ヶ月缺勤された事を記憶して居るのみである。

辻男は一年中、いつも定刻には必ず役所に出勤して、熱心に職務の爲めに盡された。私事の爲めに公事をおろそかにするやうな事は断じてなかつた。

辻男は、若い時分には頗ぶる大酒家であつた。予も屢々男の私邸に招かれて、夜の一時二時まで飲み且つ談じた事もあつたが、如何に夜更けまで飲み續けても、酔

ひ倒れて翌日缺勤するとか、遅刻するとかいふやうな事は一度もなかつた。この點、普通の酒豪とは全く類を異にして居た。

辻男の事務を處するに緻密であつた事は、省内でも有名なもので、大事件に關してはもとよりの事、如何に些細なる事件に關する書類と雖も、必ず初から終まで眼を通し、十分その意を諒とするに至らなければ、決して捺印するやうな事はなかつた。

由來、次官とか、局長とか、樞要なる地位にある人は、些細なる事件には眼を通さず、盲判を捺すものが多い中に、辻男に限つて、決してかかる事はなかつたのである。予は、これまで、随分多くの人々と共に事務を執つたが、辻男ほど緻密な人は未だ曾て見た事がない。

又、辻男は、事務を整理するに、一種特別なる才能を持つて居られた。如何に紛糾錯雜したる事件でも、片つ端からちやん／＼と整理してゆく手腕は、到底他人の及ぶべからざる所である。

一體、物事に緻密な人は、狹量なのが普通であつて、緻密と狹量とは、極めて伴

ひ易いものであるが、辻男に限りて、物事に緻密なると同時に、人に對しては頗ぶる寛仁大度であつて、二十年も一緒に居ながら、予は一度も男の怒つたのを見た事がない。部下となつて居る間にも、嘗て小言を言はれた事が無かつた。以上は、予が敬服して學ぶ所の三大美德であつて、辻男にあつては、其の爲人の一部分に過ぎないのである。」

こゝに一つ、面白い逸話は、先生が非常な暑がりやであるのに、久保田男は非常に寒がりやである所から、冬なんか、部屋を閉めきつて置くと、先生が「暑い〜」といつて窓をあける、久保田男が「寒い〜」といつて直ぐにしめる。しばらくすると、また開ける。しばらくするとまた閉める。あとで氣がついて、互にアッハツ〜と哄笑される事が屢々であつたといふ。それでゐて先生と久保田男とは、頗ぶる仲がよかつたのである。

#### 「藤蔓」と「平均八合」

同じく、文部省時代の先生に就いて、帝國教育會評議員色川圀士氏は、先生逝去

の後左の如く語つて居る。

「辻男は非常に辛抱強い人であつた。

辻男が文部省に居られる頃、綽名が二つあつた。昔の綽名などを持出すのはどうかと思ふが、悪い事ではないから、辻男に對する追憶の種として話して見ようと思ふ。

綽名の一つは「藤蔓」といふのであつた。

それは、辻男が甚だ辛抱強くて、引張つても容易に切れぬといふ所から出來た綽名であつた。

全く、辻男程、何事にも粘着力の強い、根氣のよい人はなかつた。辻男の辛抱強いのは、文部省内でも有名であつたが、殊に明治十八九年頃、森有禮氏が文部大臣になつた際などは、當時、同省に勤めてゐた吾々が見て、よくあれ程の忍耐が出來たと敬服せざるを得ない事が多々あつた。

森氏は、一ヶ月の内七八回位文部省に出るだけで、あとはいつも官舎の中に引込んでゐたので、文部省の方は、次官の辻男が一切を切りまはして、やつてゆくとい

ふ有様であつた。

かくいへば、辻男は、毎日、大臣の代りに事務を執つて居るから、省内で非常なる勢力を有して居たかの如く聞えるが、事實は全然正反對であつた。

それは何故かといふに、森氏は恐ろしい専斷主義の人で、文部省へは出て來なかつても、官舎の中にあつて、大抵の事は獨斷で決定し、命令したのである。

最も甚しかつたのは官吏の任免で、奏任官以上は、次官にも誰にも相談せず、ごん／＼自分の親戚や知人を採用した。

それ等の中には、随分いかゞはしい、亂暴者もあつて、次官のいふ事なんか上の空で、一日中、仕事もせずに、ブラ／＼遊んで居るといふ有様であつた。

大臣が獨斷専行で、人物の如何を問はず、自分の知人ばかり採用するので、或人が森氏に向つて、あんな無能な人物を入れてどうする積りかと問ふたら、森氏は、役にたゝぬ分だけは自分が働くから、大丈夫だと答へたさうであるが、森といふ人はまことに剛腹で、自分の思つた事は誰憚らずやり通すといふ亂暴な人でもあつた。大臣がかくの如き有様であるから、森氏の知遇によつて文部省に入つたものは、

次官なんか殆んど眼中になく、我儘勝手な眞似ばかりして居た。大抵の者なら、衝突するか、喧嘩をするか、到底我慢のできる事ではない。

然るに辻男は、それ等の者から如何に疎外され、敬遠されても、決して怒つたり、争つたりする事なく、着々として事務を處理してゐた。そこが藤蔓と呼ばれた所以であつて、他の人では一寸眞似ができない事である。その森氏が、文部大臣として、短時日の間にあれだけの實績をあげる事が出来たのは、全くかげの人に甘んじて、誠心誠意、文部行政の爲めに盡された辻男のおかげであるといつても過言ではない。

辻男が文部次官を退いてから、二三の人々と共に、仁壽生命保險會社を合資で起した時なども、多くの人は、官吏上りの者が實業界に入つて、果して成功するであらうかどうかを危ぶんだが、忍耐強い辻男は、とう／＼これをも成功し遂げてしまつた。辻男が低い地位から身を起して、あれだけの成功をせられたのは、全く忍耐力の強かつた事が、大なる原因をなして居る。「藤蔓」の綽名は、辻男の長所を遺憾なく言ひあらはして居ると思ふ。

辻男に對するもう一つの綽名は「平均八合」といふのであつた。

辻男は、部下に對して公平な人であつた。愛憎の隔てがなかつた。自分の親戚知人だから特に重く任用するとか、自分と関係のない者だから疎外するといふやうな事は絶對になかつた。

故に、親しい間柄だからといつて、一升を與へて満足させる事もなかつた代りに、自分に反抗する者でも、決して三合五勺に減食さして、虐待するやうな事はなかつた。誰も彼も、殆んど同様に取扱つた。「平均八合」といふ綽名は、此の邊から起つたものであらう。辻男の公平ぶりを言ひあらはして、面白い綽名だと思ふ。

こんな綽名などを思出すと、辻男と同省に仕官をして居た青年時代が偲ばれる。二十五年、三十年、四十年と経過する長い間に、時勢も随分變つた。明治二年九月の職員録を見ると、大學校少助教として、辻男の名が見える。當時の別當は松平慶永氏で、加藤弘之氏が大丞になつて居る、少助教は合せて二十四人であるが、その中、大正四年まで存命されたのは、村田保氏と辻男だけであつた。その辻男も今は故人となつてしまつた。思へば今昔の感に堪へない。

### 平凡なる巨人

「帝國教育」の編輯主任であつた藤原喜代藏氏は「予の觀たる辻男爵」と題して、大正四年、同誌に長文の批評を公にしたが、その一節に

「現今、教育社會の元老として數へらるゝ者に、辻の外、加藤弘之あり、濱尾新あり、久保田讓あり、菊池大麓あり、伊澤修二あり。然れども是等の者、加藤を除いては皆悉く辻の後進にして、一人も比肩する者あらず。

加藤の始めて蕃書取調所の教官となりしは萬延元年にして、今（大正四年）を去ること五十餘年前の事なれば、辻より古參なることいふまでもなし。

然れども加藤は、此の間にありて、或は會計官權判事となり、或は制度寮出仕となり、或は外務大丞となり、或は宮内省出仕となり、或は元老院議員、若しくは宮中顧問官となり、全く教育に關係せざりし時もありしが故に、出身の早きに拘らず、教育の爲めに働きし純粹の歲月に於ては、辻に比して短くとも長きことなし。

濱尾、久保田に至りては、出身に於ても辻より若し。即ち、辻が六等出仕、兼南

校々長たりし時、濱尾は漸く南校監事にして、久保田は十二等出仕の微官に過ぎざりき。而して、辻が文部次官の地位を占めたる時は、濱尾は専門學務局長にして、久保田は普通學務局長にてありしなり。菊池、伊澤の二人は、ズツと後進にして、殆んど比較にならず、然らば彼を稱して、教育社會第一の元老なりといふも、何の不可かこれあらん。

然れども、斯くの如き先輩の身を以てして、彼未だ一度も大臣たらず、濱尾、久保田に比して、遂に一籌を輸したる所以のものは何ぞ。

我輩を以て見れば、彼は忠實、勤勉の權化にして、事務官としては殆んど理想的典型なりと雖も、政治家としては、不幸にして或資格に乏しきが爲めに外ならず。文部省開設以來、辻が野に下るまでには、長官に數人の交迭あり。即ち江藤新平、大木喬任、木戸孝允、田中不二麿、西郷從道、寺島宗則、河野敏謙、福岡孝弟、森有禮、大山巖、榎本武揚、芳川顯正等是れなり。

而して其の間、一省の勢力家として、省務をきりまわしたる人にも、幾度の更迭あり。田中不二麿、神田孝平、島田三郎、九鬼隆一等の如き即ちこれなり。

かくして首領の變る毎に、主義方針も變り、主義方針が變る毎に、主要なる屬僚も變りたるは勿論なりと雖も、獨り寸毫も變らぬ者は辻及び其の一派の屬僚にして、一二年毎に交迭せる是等總べての文部卿及び勢力家と調和して、よく時勢と共に推移し、只管事務に勉勵する事に努めたり。

文部次官となりてより後も、なるべく自己の意見を發表せず、森有禮が尙武主義を鼓吹すれば、よくこれに唱和し、榎本武揚が儒教主義を發表すれば、又よくこれに唱和し、芳川顯正が國粹主義を唱ふれば、又能く其の説に合致せり。

長官の命に従つてよく勉強し、其の主義方針の指示する所に従つて忠實に働く事は、事務官たる者に最も必要なる資格にして、學識才幹よりも貴重なる要件なり。而して辻は此の點に於て、殆んど理想的境域にあるもの、修養の結果といふよりも、寧ろ先天的稟性の致す所なり。

惟ふに彼は、温厚篤實、調和的圓滿なる紳士の模型にして、屬吏の大成したる巨人なり。將相に必要な雄才大略も、政治家に必要な權略も、風雲を叱咤して群雄を統御する豪傑的霸氣も、總べて是等のものは、全然辻の性格の關知せざる所な

然れども、注意周到にして、綿密細心、精力絶倫にして、恪勤碎勵、職分に忠實にして、一事も苟くもせざるの美德は之を有す。

彼は、民間の人たるよりも官界の吏僚たるに適し、亂世の將士たるよりも太平の良吏たるに適し、進んで事をなすよりも、退いて事を守るに適し、立案立言をなすよりも、既定計畫を遂行するに長所を有す。

従つて、其の行動は、積極より消極に傾き、華々しく一時に功を立てんよりも、寧ろ長く過失なからん事を努むるの傾向を帶ぶ。

彼は、閱歷才幹に於て、濱尾、久保田に劣らず。然れども、温容典雅、台閣の氣韻を偲ばしむる點に於ては濱尾に及ばず。霸氣と、辯力と、決斷とに於ては久保田に及ばず、唯だ努力、精勵、恪勤の美德に於て、前兩者に優る。これ、彼が、初め事務官として前兩者を凌駕し得たる所以なれども、又最後の一階に、遂に兩者に一等を輸したる所以なり。

然れども、屬吏の大成したる巨人たる點に於ては、三者全く同一なり。

辻は、温良堅實、資性忠忱の人にして、寸毫も鬼氣なく、些の衒氣もなし。英雄的氣魄も、豪傑的肌合も、天才的破格の霸氣も、反逆的煽動思想も、直進的蠻勇も、總べて是等のものは、辻に於て毛頭之を求むべからず。

故に、如何なる紛亂時に遭遇するも、進退を過まりて失脚することなく、敵を作つて怨嗟陷穽せらるゝことなしと雖も、其の代り、如何なる得意時代に、如何に長く處するとも、卓越なる長官あつて之を指導するか、優秀なる參謀あつて之を資輔するに非ざれば、終に大功を立つる事能はざる底の人たるを疑はず。

満々たる霸氣と、直往邁進の蠻勇とを有せざることは、辻が今日迄大成して、晩節を全うし得たる所以なりと雖も、しかも、亦今一段の發展をなし得ざりし所以も、亦此の點に存せずんばあらず。

若し彼をして、久保田程の霸氣と、辯力と、批評眼と、果斷力とを有せしめば、或は今日まで大成せざる前、不幸にして蹉跌したるやも知るべからずと雖も、或は又幸運に棹さして、久保田よりも前に大臣たりしやも知るべからず。

所詮「押し」の弱くして「強み」の足らざるは、辻の大なる缺點にして、又著し

き長所たる事を認めずんばあらず。

とはいふものゝ、人、生れて官吏となり、辻程に成功すれば先づ大抵遺憾なしといふも不可あらず。今一息といふ所まで行きて、終に大臣たるを得ざりしは、寔に遺憾なるに相違なしと雖も、しかもその勳功は、畏くも天聽に達して、榮爵を授けられ、七十四歳の今日に至る迄、尙ほ教育社會の一大勢力たる帝國教育會を提げて、邦家の爲めに盡瘁し得たる信用と勢力とを有するに願れば、愁ひに短命大臣となりて、何事をもなし得ざりしよりも、遙かによく男子の本懐を遂げたるものと謂ふべく、又一層大なる成功を收めたるものといふべし。

我輩は、彼が徹頭徹尾、事務家として成功したる事に敬意を表し、人目に留まらざる地味なる事業に、偉大なる貢献をなして、平凡なる巨人となれる事に、滿腔の尊敬を寄與す。」

## 第六章 教育會時代

### 大日本教育會副會長

辻男が、日本の教育界に盡された功勞は、あぐるに遑ない程であるが、中にも特筆大書すべきは、大日本教育會長、ならびに帝國教育會長として終始された、偉大なる貢献である。帝國教育會の前身、大日本教育會が呱呱の聲をあげたのは、明治十六年の九月であつた。

これより先き、明治十一年十二月、東京府關係の各學校教員によりて、東京教育會なるもの組織され、事務所を東京日本橋常磐小學校内に置いて、毎月一回宛會合して、教育問題の研究をやつて居たが、翌十二年に至り、別に學習院在職教員を中



心とする東京教育協會といふのが生れた。

ところが、どういふわけか、二つともあまり振はなかつたので、明治十五年五月、兩者を合併して東京教育學會と改めたが、東京だけではどうも範圍が狭いといふので、三度、大日本教育會と改稱、檄を全國の教育者に飛ばして會員を募り、十六年九月九日、東京一橋の學習院講堂に於いて、創立發會式を舉行した。

當日は、先生も創立委員の一人として、佐野安、中川元氏等と共に出席、左の祝辭を朗讀した。先生は當時、文部大書記官普通學務局長の要職にあつたのである。

「今回東京教育學會の規模を改革して、大日本教育會と改稱し、我政府の學政を翼賛して、全國教育の普及、改良及び上進を圖り、以て同志諸君と共に、各應分の義務を盡さんとせしに、入會せられたる者既に八百有餘名の多きに至り、本日の如く會衆諸君の來會を辱くし、更めて第一回の開會を舉行するを得るは、本會に於て慶賀すべきの至なり。予は此の際に於て、聊か會同の要用なる所以と、本設立の會趣旨とを明言せん、凡そ社會の事たる、政府の施設、周到にして遺す所なしと雖も、臣民たる者も亦各其の分に應じて、政府の施設を輔翼し、以て世

上一般の利益を圖らずんばあるべからず。

然れども是等の事業の如き、一人一箇の力にては固より之を爲し得べきに非ず。必ずや衆人の相會同するを要すとすなり。それ衆人の會同は一箇人の力、能く爲し得べからざるものを爲すの良手段にして、其の人世に須要なる事、言を待ざるなり。古人曰く、二人心を同じくすれば、其の利、金を斷つと。況してや數多の人相會して其の心を同じくし、其の力を協すに於てをや。

是の故に、歐米諸國に於て、從來、衆人相會して事を爲すの盛んなる、世人の能く知る所にして、農に、工に、商に、宗教に、衛生に、學術に、教育に、各其の會を設け、其の社を結びて、其の業の改良進歩を圖らざるはなし。

但し此の會同の種類名稱一ならず、或はアツンションといひ、或はソサイタイといひ、或はコンパニーといふと雖も、其の衆思を集め群力を宣べ、共に事を爲し、各其の分を盡すに至りては即ち一なり。歐米各國の、日に文明に進み、月に開化に赴くも、畢竟、人民の會同して、互に相裨補するに原因せざるを得んや。會同の效力も亦實に大なりといふべし。

就中、教育會の如き、各學區若くは各州郡に之を設け、或は全國の教育家を集むるものありて、教育の普及、改良及び増進を計畫し、或は専ら教員練習の爲めにする等、多少の異同ありと雖も、凡そ國として教育會の設あらざるものは幾と稀なり。特に獨逸國、合衆國等、政府より普通教育に干涉するの周到なる國に於て、教育の普及、改良及び上進するの速かなるも、亦教育界の助力多きに居れりと。彼の合衆國に於て有名なるナショナル アツンシエーションの如き、今を距る事二十餘年前に創設せしが、現今に至りては、合衆國中有名なる教育家は、大概その會員となりたるを以て、此の會の教育上に裨益を與ふる事最も大なりといふ。本邦に於ても、近來、人智漸く開くるに従ひ、衆人會同するの益あること、臣民たるものは、其の分に應じて汎く公益を圖るの義務あることを辨知せしより、農に、工に、商に、衛生に、學術に、皆同志者相會し、某會、某社等と稱するもの陸續として諸方に起り、其の勢力盛にして、其の利益の大なるもの、間々これなきに非ずして、教育會と稱するものも亦各地に起り、現に東京府下に於ても、數年前より、舊東京教育會の設けありしが、惜哉時機未だ熟せず、其の規模また

盛大ならず、該會の效力、能く我が政府の學政を裨補し、全國の教育をして普及、改良及び上進せしむるに足らず。然るに教育の事たる、人民一身一個の禍福は論なし、國家の隆替、安危の繋る所にして、社會萬般の得失は、概するに教育の良否に原因するものにして、事の順序より之を論ずるも、國家の安寧、人民の幸福を圖らんには、第一に其の淵源たる教育をして、普及、改良及び上進せしめずんばあるべからず。之を以て、近來我が政府は孜孜として是等の計畫に従事せられたれば、教育の道、大いに面目を改め、地方の教育會も亦前時の比にあらず。然りと雖も、其の會たる、多くは一地方に屬せるのみにして、全國の教育家を會衆するものに非ず。是れ即ち諸君と共に本會を設立する所以なり。凡そ會同の事たる、規模益々大に、會員の數益々多く、其の結合益々密なれば、隨ひて其效力愈著しく、其の裨益愈大なるは、予が言を俟たずして明らかなり。願はくば諸君、益々本會の隆盛を圖り、本會をして彼の歐米教育會にも劣らざる完全なるものとなし、十分に其の目的を達せられんことを。聊か所感を陳じ、以て本會第一回の開會の祝詞に代ふ」

祝詞終つて、役員選舉を行つた所、先生が會長に、中川元氏が副會長に當選した。所が兩氏とも重任を負ふに堪えずと稱して辭任したので、會長はしばらく空位となし、改めて副會長以下の選舉を行つた所、今度は先生が副會長に、中川氏は幹事に當選した。

先生も、かうなつては辭するに由なく、快く副會長の任を引受け、同年十二月、在京會員の主なる者四十餘名を本郷向ヶ丘彌生會に招待し、盛大なる祝宴を張つたが、當日は、時の文部卿福岡孝弟氏も、名譽會員として出席、一場の祝辭を述べた。其の一節に、

「それ本會は官民の間にたち、上、政府教育の意を体し、下、公衆の爲に學事改良方法を講じ、以て兩つながら其の宜しきを得て、相貫通和調する所あらしめ、大いに將來善美の好果を圖らんとするものなるべし」とあり、之に對する辻副會長の答辭には、

「後來大いに爲す所あらんとするには、更に幾層の銳氣を加へ、忍耐以て集結の力を鞏固にせずんばあるべからず。然れども自ら集結の力を鞏固にするも、之を保護庇蔭するものなき時は、或は轉倒蹉躓の憂ひを免れず、是れまた我が文部省に對して懇請するに非ざれば、將た誰に就きてか之を求めんや。」とある。兩者の微妙なる關係が、これによりても窺知する事が出來よう。

### 會長に就任

かくて明治十六年十二月には、會員の數が千四百二十一名に達したので、翌年六月、第一回定期總集會を開き、會長に九鬼隆一氏を、副會長に先生を選舉、同年八月、有栖川宮熾仁親王殿下を總裁に推戴、陣容を一新した。

明治十九年、九鬼會長が、全權公使として北米合衆國に赴任する事になつたので、先生、止むを得ずその後を襲ひ、會長に就任、會員數も四千六百餘名に増加したので、事務所を神田一ツ橋通町、舊体操傳習所寄宿舎内に移轉した。

先生、此の年九月を以て、文部次官に任命、公私共に寸暇なき身を以て、親しく會務に當られたのである。

明治二十年四月、第四回總集會の席上、森文部大臣より、會の改革に就き詳細な

る具體案を提出されたので、先生は會長として、服部一三、西村貞、中川元、手島精一、杉浦重剛の五氏を臨時取調委員に指名し、慎重、調査審議の結果、會の組織及び會務執行上につき、重大なる改正を加ふる事となり、臨時總會を開いて新會則を附議、之を議決した。

其の結果、會長は先生、理事には西村貞、杉浦重剛兩氏選任、總裁宮殿下の外に、推戴員として小松宮彰仁親王殿下、有栖川宮威仁親王殿下を推戴、子爵福岡孝弟、伯爵大木喬任、伯爵伊藤博文、伯爵寺島宗則、伯爵西郷從道、子爵森有禮、子爵谷干城、九鬼隆一、公爵三條實美、子爵佐野常民、伯爵山田顯義、伯爵佐々木高行、子爵山尾庸三、文學博士加藤弘之、西周、福澤諭吉、子爵田中不二麿、子爵土方久元、伯爵大隈重信、伯爵大山巖、子爵榎本武揚の諸氏、及び、佛、獨、英、伊、露、米、清等の各國公使を名譽會員に推薦した。

明治二十二年十二月、會員日下部三之助氏等二十一人の發議により、臨時總集會を開き、會則の改正を行ひ、一、會員徽章を作る事、教育功績者には金製又は銀製の徽章を贈呈する事。二、會則中の部門及地方部會制度を廢止し（イ）教育上、緊

急事項の研究審査（ロ）教育功績者の表彰（ハ）地方教育會との連絡を計ること、し、役員は會長一名、參事三名、主事三名、書記六名、評議員三十名を置く事に決定、辻會長のもとに、伊澤修二、中川謙二郎、色川園士の三氏が參事、日下部三之助外二氏が主事、杉浦重剛、濱尾新、山縣伊三郎、角田眞平氏等三十人が評議員となり、伊澤修二氏が評議員會長となつた。

明治二十三年五月、東京に於て開かれた全國教育者大會に於いて、全會一致を以て、教育會長として先生多年の功績を表彰する事に決定、同年十一月十五日、金製教育功章に表彰狀を添へ、之を先生に贈呈した。

閣下多年本邦教育ノ重任ニ當リ一意斯道ノ普及改良及上進ニ勵精セラレ其功績ノ顯著ナルハ會員等共ニ欽慕敬服スル所ナリ今ヤ全國教育者大集會ノ舉アルニ際シ永ク閣下ノ功績ヲ表彰センガ爲メ會員等ノ決議ヲ以テ茲ニ教育功章ヲ贈呈ス希クバ受領アラントコトヲ

明治二十三年十一月十五日

全國教育者大集會員